

備 二 第 6 0 号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)

平成30年7月7日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察災害警備計画の一部改正について

地震、津波、風水害等の自然災害対策及び原子力災害等の事故災害対策については、これまで「青森県警察災害警備計画の策定について」(平成28年3月4日付け青警本備二第345号ほか。以下「旧計画」という。)により運用してきたところであるが、国の防災基本計画の修正、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正等に伴う「青森県地域防災計画」の修正等に伴い、また、大規模災害発生時における指揮支援班の先行派遣等による対処能力及び現場広報隊の派遣による広報体制の強化のため、旧計画を一部改正し、各種災害対策に万全を期すこととした。

一部改正した青森県警察災害警備計画の概要については、別紙「青森県警察災害警備計画一部改正の概要」のとおりであるので、関係職員に周知徹底し、的確に対応されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧計画及び「災害警備本部(非常体制)の編成替えについて」(平成30年4月27日付け備二第18号。以下「運用通達」という。)並びに「青森県警察航空災害対策計画の策定について」(平成13年5月7日付け青警本災第52号ほか)は廃止する。

担当 警備第二課 災害対策室

青森県警察災害警備計画一部改正の概要

1 「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」の反映

◆関係所属 全所属

- (1) 本部長(署長)は、災害警備本部等の設置に関して、災害の規模、状況等に応じ、かつ、各所属(各課)において継続の必要性が高い通常業務等に当たる人員を勘案して、災害警備本部等の編成を適宜変更することができることとした。(第2章第2関係)
- (2) 本部長(署長)は、災害警備本部直轄部隊(警察署警備部隊)の編成に関して、災害の規模、状況等に応じ、かつ、各所属(各課)において継続の必要性が高い通常業務等に当たる人員を勘案して、各所属(各課)の差出人員数を適宜変更することができることとした。(第2章第3関係)

2 災害警戒本部(署災害警戒本部)の段階的な本部員運用

◆関係所属 全所属(警備部、署警備課)

- (1) 本部長は、災害警戒本部の指揮室本部員について、県内において震度5弱の地震が発生した場合で、県内における相当な被害が未だ把握できていない場合は、警備部各所属職員が非常参集し、それ以外の職員(署員)については、必要に応じて段階的に非常招集して運用できることを明記した。(第2章第2関係)
- (2) 署長は、署災害警戒本部員について、管内において震度5弱の地震が発生した場合で、管内における相当な被害が未だ把握できていない場合は、警備課員が非常参集し、それ以外の署員については、必要に応じて段階的に非常招集して運用できることを明記した。(第2章第2関係)

3 他の都道府県において大規模災害等が発生し支援活動を行う場合として掲げていた項目の削除

◆関係所属 警備第二課

他の都道府県において地震等が発生し、警察災害派遣隊の派遣による支援活動が予想される場合として具体的に掲げていた3項目について削除し、本部長が必要と認めた場合には、必要に応じて警察本部内に災害規模に応じた災害警備本部等を設置し、被災地への各種支援活動を迅速に行うこととした。(第2章第2関係)

4 災害警備本部直轄部隊のうち特別警戒活動隊の任務及び編成の明記

◆関係所属 生活安全企画課、警察署

別途計画とされていた生活安全総括班の本部直轄部隊「特別警戒活動隊」の任務については、「被災地等における防犯対策に関すること。」とし、非常体制下及び警戒体制下の各警察署からの差出人員についても発生方面別に明記した。(第2章第3関係)

5 災害発生即報(様式第4号)の削除

◆関係所属 警備第二課、警察署

災害発生即報(様式第4号)については、即報項目が頻繁に変更されることから、本計画に様式を明記せず、変更の都度、別途通知することとした。(第3章第2節第12関係)

6 現地指揮所の設営

◆関係所属 警備第二課、警察署

救出・救助活動に先立ち設営される現地指揮所について、設営の判断と署長の意見具申に関して明記した。(第3章第2節第13関係)

7 指揮支援班の運用

◆関係所属 警備第二課、警備第一課、外事課、生活安全企画課、捜査第一課、交通企画課

これまで旧計画には規定せず、運用通達で示していた「指揮支援班」の任務・運用と指揮支援班の受け入れに関する署長との調整について、本計画に溶け込ませた。(第3章第2節第13関係)

8 現場広報隊の運用

◆関係所属 警備第二課、広報課、警察署

これまで旧計画には規定せず、運用通達で示していた「現場広報隊」の任務・運用について、本計画に溶け込ませるとともに、災害警備活動に関する広報実施上の留意事項に関して明記した。(第3章第2節第22関係)

9 用語の定義の準拠等

◆関係所属 全所属

用語の定義中、所属名の定義に関して、青森県警察組織規則の規定を準拠することとした(第1章第4関係)ほか、計画全般にわたって現状にそぐわない文言等を改めた。

平成30年 7 月

青森県警察災害警備計画

青森県警察本部

目 次

第1章	総則	1
第1	目的及び構成	1
第2	準拠	1
第3	災害警備の対象	1
第4	用語の定義	1
第5	実施方針	2
第6	基本的任務	2
第2章	警備体制	3
第1	警備体制の種別	3
1	非常体制	3
2	警戒体制	3
3	準備体制	3
第2	災害警備本部等の設置	3
1	警察本部	3
2	警察署	4
3	他の都道府県において大規模災害等が発生した場合の措置	5
第3	警備部隊の編成及び運用	5
1	警備部隊の編成	5
2	部隊の運用	5
第4	職員の非常招集・非常参集	6
1	非常招集	6
2	非常参集	6
第3章	地震災害対策	9
第1節	災害に備えての措置	9
第1	基礎資料の収集整備	9
第2	災害警備計画の策定	9
1	警察本部	9
2	警察署	9
第3	警察災害派遣隊の整備	9
第4	災害警備用装備資機材の整備充実	9
1	警察本部に整備すべき装備資機材	9
2	警察署に整備すべき装備資機材	10
3	交番、駐在所等に整備すべき装備資機材	10
第5	警察施設の災害対策	10
1	施設の耐震性等の強化	10
2	代替指揮機能の確保	10

第6	教養訓練の実施	10
1	教養項目	11
2	訓練項目	11
第7	災害警備用物資の備蓄等	11
第8	業務継続性の確保	11
第9	被留置者への対応	12
1	非常計画の策定	12
2	装備資機材等の整備	12
3	検察庁等との連携	12
第10	情報収集・連絡体制の整備	12
1	通信指令機能の確保	12
2	警察航空隊の体制の確保	12
3	ライフライン等からの情報収集体制の整備	13
第11	情報通信の確保	13
1	通信の確保	13
2	情報システム機能の確保	13
第12	交通の確保に関する体制及び施設の整備	14
1	交通管制施設及び交通管理体制の整備	14
2	緊急通行車両に係る確認手続等	14
3	運転者のとるべき措置の周知徹底	14
4	隣接・近接県警察との協力体制の確立	15
5	関係機関等との相互連携	15
第13	避難誘導の措置	15
1	避難場所等の周知徹底	16
2	避難行動要支援者等への対応	16
3	管理者対策の実施	16
4	広域的な避難者の受入れに関する調整	16
5	帰宅困難者対策	16
第14	被災者等への情報伝達	16
第15	安否不明者等への対応	16
1	体制の確立	17
2	安否不明者等情報の精査及び市町村との連携	17
第16	検視及び遺体の身元確認のための体制の整備	17
1	遺体の取扱い	17
2	遺体の身元確認の方法	17
第17	住民等の防災活動の促進	17
1	防災訓練の実施	17
2	各種講習会等を通じた防災知識の普及	18
3	避難行動要支援者等に対する配意	18
4	企業に対する防災意識の普及	18

第18	関係機関等との連携	18
1	連絡・協力体制の確立	18
2	各種団体等との協力体制の確立	18
第19	複合災害対策	18
第20	重要施設の警戒	19
第21	被災者の支援	19
1	大量の拾得物の取扱い	19
2	運転免許証再交付手続の早期再開に向けた体制の整備	19
第22	ボランティアの受入れのための環境の整備	19
第23	大規模災害警備対策に関する調査及び研究	20
第2節	大規模地震発生時の措置	20
第1	地震情報の受理・伝達等	20
1	地震情報の受理と警察署への伝達	20
2	市町村長等への通知	20
第2	警備体制	20
第3	職員の非常招集・非常参集	20
第4	警察庁等への即報	20
第5	災害警備本部等の設置	20
1	警察本部	20
2	警察署	21
第6	庁舎防護及び来庁者に対する措置	21
1	庁舎防護	21
2	来庁者に対する措置	21
第7	被留置者の取扱い	21
1	被留置者の救出救助	21
2	被留置者の不安除去	22
3	避難のための護送準備	22
4	避難のための護送措置	22
5	解放措置	22
6	委託留置	22
7	報告・連絡	23
第8	援助要請	23
1	即応部隊の援助要請等	23
2	一般部隊の援助要請	23
第9	受援体制の確保	23
第10	通信の確保	23
第11	県災害対策本部等への連絡員の派遣	24
第12	情報の収集・連絡	24
1	被害状況の把握及び報告	24
2	警察庁等への報告等	26

第13	救出救助活動等	26
1	現地指揮所の設営	26
2	指揮支援班の先行派遣	26
3	その他の本部直轄部隊の派遣	27
4	救出救助活動時における留意事項	27
5	警察署における救出救助活動等	28
第14	避難誘導等	28
1	警察本部の措置	28
2	警察署の措置	28
第15	警戒区域の設定	30
1	警戒区域の設定要領	30
2	市町村との協力	30
第16	二次災害の防止	30
第17	緊急交通路の確保	31
1	交通規制の実施	31
2	緊急通行車両の輸送対象	31
3	交通規制の周知徹底	32
4	その他緊急交通路確保のための措置	32
5	関係機関等との連携	32
第18	検視及び遺体の身元確認	32
1	警察本部の措置	33
2	警察署の措置	33
第19	銃砲等及び危険物等に対する措置	33
1	銃砲等の保管に関する指導	33
2	危険物等に対する措置	34
第20	社会秩序の維持	34
1	警戒活動の強化	34
2	各種不法事案の取締り	35
第21	各種相談活動の実施	36
1	相談窓口の設置等	36
2	関係機関との連携	36
第22	報道対応	37
1	適切な報道対応	37
2	現場広報隊の任務及び運用	37
3	災害警備活動に関する広報の推進に当たっての留意事項	37
第23	情報システムに関する措置	38
1	電子計算組織の機能回復	38
2	災害警備活動に必要な情報の共有	38
第24	給食、補給及び宿泊	38
1	給食	39

2	補給	39
3	宿泊・待機場所	39
第25	自発的支援の受入れ	39
1	ボランティアの受入れ	39
2	海外からの支援受入れ	39
第3節	災害復旧・復興	39
第1	警察施設の復旧	39
第2	暴力団排除活動の徹底	40
第3	交通規制の実施	40
第4	記録	40
第4章	津波災害対策	41
第1	地震災害対策との関係	41
第2	災害に備えての措置	41
1	津波警報・注意報等の伝達体制の整備	41
2	津波からの避難誘導等体制の整備	41
3	警察施設等の災害対策	42
4	交通管制施設及び交通管理体制の整備	42
5	教養訓練の実施等	42
6	被留置者への対応	42
第3	災害発生時の対策	43
1	津波警報・注意報等の伝達	43
2	避難誘導等	43
3	救出救助活動	43
4	検視及び遺体の身元確認	43
5	安否不明者等の相談活動等の実施	43
6	大量の拾得物の取扱い	44
第5章	その他の自然災害対策	45
第1節	風水害対策	45
第1	県民の防災活動の促進	45
1	避難誘導対策	45
2	防災訓練等の実施	45
第2	災害発生直前の対策	45
1	風水害に関する警報等の伝達	45
2	具体的な措置	45
3	住民等の避難誘導	46
第3	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	46
第2節	火山災害対策	46
第1	情報の伝達、避難誘導体制の整備等	46

1	火山情報の伝達体制の整備	46
2	住民の避難誘導體制の整備	47
3	県、市町村防災会議への参加	47
第2	災害発生直前の対策	47
1	火山災害に関する情報の伝達	47
2	避難誘導	47
第3	二次災害の防止	47
第4	継続災害への対応	47
1	避難対策	47
2	安全確保対策	47
第3節	雪害対策	47
第1	災害に備えての措置	47
1	交通管制施設の整備	48
2	気象状況の伝達体制の整備	48
3	危険箇所の周知徹底	48
第2	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	48
第6章	原子力災害対策	49
第1	災害に備えての措置	49
1	緊急防護措置を準備する区域等における実態把握	49
2	関係機関との連絡体制の確立	49
3	広域避難計画策定等の支援	49
4	交通規制・避難誘導計画の作成	49
5	地域住民等に対する周知徹底	49
6	原子力災害警備用装備資機材の整備充実	49
7	職員に対する原子力防災知識等の教養	50
8	防災訓練の実施	50
第2	災害発生時における措置	50
1	情報の受理・連絡	50
2	警備体制の確立	50
3	安定ヨウ素剤の携行・服用指示	50
4	緊急事態応急対策等拠点施設への職員の派遣	50
5	周辺住民等への情報伝達等	50
6	交通の規制及び緊急輸送の支援	51
7	警戒区域等における立入規制	51
8	犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持	51
9	核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	51
10	職員の被ばく線量管理	52
第3	対応の基準	52

第7章	その他の事故災害対策	53
第1	海上災害対策	53
1	災害に備えての措置	53
2	災害発生時における措置	53
第2	航空災害対策	53
1	災害に備えての措置	53
2	所在不明航空機等の搜索活動	54
3	災害発生時における措置	54
第3	鉄道災害対策	54
1	災害に備えての措置	54
2	災害発生時における措置	55
3	二次被害の防止	55
第4	道路災害対策	55
1	災害に備えての措置	55
2	災害発生時における措置	55
3	二次災害の防止	56
第5	危険物等災害対策	56
1	災害に備えての措置	56
2	災害発生時における措置	57
第6	火事災害対策	57
1	災害に備えての措置	57
2	災害発生時における措置	58
第7	対応の基準	58
第8章	災害警備計画等の報告	59
第1	災害警備計画	59
第2	災害警備本部要員等	59
第3	職員の非常参集手段等の報告	59
第4	災害警備活動の総括	59

第1章 総則

第1 目的及び構成

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備活動の基本的事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

本計画の構成は、第2章を「警備体制」、第3章を「地震災害対策」、第4章を「津波災害対策」、第5章を「その他の自然災害対策」、第6章を「原子力災害対策」、第7章を「その他の事故災害対策」、第8章を「災害警備計画等の報告」とする。第2章、第3章においては、本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、第4章から第7章までにおいて、その他の特記すべき事項を定める。

第2 準拠

災害警備に関する業務については、本計画によるほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について（平成26年3月27日付け警察庁乙備発第3号ほか依命通達）、青森県警察警備実施規程（昭和38年9月青森県警察本部訓令第27号）、その他別に定めるところによる。

第3 災害警備の対象

災害警備の対象は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他の大規模な事故による災害とする。

第4 用語の定義

1 この計画において、次に掲げる災害に関する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 災害 自然災害及び事故災害をいう。
- (2) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の自然災害により生ずる被害をいう。
- (3) 事故災害 次に掲げるものをいう。

ア 原子力災害 原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により県民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

イ 海上災害 多数の遭難者、安否不明者、死傷者等の発生を伴う船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生又は船舶からの危険物の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等をいう。

ウ 航空災害 多数の死傷者等の発生を伴う航空運送事業者の運航する航空機の墜落等をいう。

エ 鉄道災害 多数の死傷者等の発生を伴う鉄軌道における列車の衝突等をいう。

オ 道路災害 多数の死傷者等の発生を伴う道路の陥没、トンネルの崩壊等道路構造物の被災等をいう。

カ 危険物等災害 多数の死傷者等の発生を伴う危険物・高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発又は毒物・劇物の飛散・漏えい・流出若しくは火薬類の火災・爆発をいう。

キ 火事災害 多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事及び火災による広範囲にわたる林野の焼失等をいう。

(4) 大規模災害 広域的かつ甚大な被害が発生し、青森県警察（以下「県警察」という。）が総力を挙げて災害警備活動を行う必要がある災害をいう。

2 この計画において、次に掲げる所属等に関する用語の意義は、それぞれ次のとおりとするほか、青森県警察組織規則(昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号)に定めるところによる。

(1) 情報通信部 東北管区警察局青森県情報通信部をいう。

(2) 当直 警察本部の一般当直をいう。

第5 実施方針

本計画は、平成7年1月発生の阪神淡路大震災、平成23年3月発生の東日本大震災その他近年発生した大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当たっては、今後発生が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、県警察各部門が相互に連携して一体的な活動を行うとともに、青森県（以下「県」という。）、市町村、消防、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、総合的な防災対策を推進し、県民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行うものとする。

第6 基本的任務

災害発生時における県警察の基本的任務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 安否不明者等の調査及び搜索
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 検視及び遺体の身元確認
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 広報及び各種相談の受理
- (9) 関係機関の活動に対する支援及び協力
- (10) その他災害警備活動に必要な措置

第2章 警備体制

第1 警備体制の種別

警察本部長（以下「本部長」という。）は、青森県内（以下「県内」という。）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の種別、規模、被害状況等に応じて、次の設置基準に基づき、それぞれの警備体制を発令するものとする。（別表1参照）

なお、本部長は、災害の発生状況、被災状況、対策の実施状況等に応じて、警備体制を変更又は解除できるものとする。

1 非常体制

- (1) 県内において震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 県内において大津波警報が発表された場合
- (3) 突発的な災害により、県内において大規模な被害が発生した場合
- (4) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表され、県内において大規模な被害が発生するおそれがある場合
- (5) その他本部長が必要と認めた場合

2 警戒体制

- (1) 県内において震度5弱の地震が発生した場合
- (2) 県内において津波警報が発表された場合
- (3) 突発的な災害により、県内において相当な被害が発生した場合
- (4) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表され、県内において相当な被害が発生するおそれがある場合
- (5) その他本部長が必要と認めた場合

3 準備体制

- (1) 県内において震度4の地震が発生した場合
- (2) 県内において津波注意報が発表された場合
- (3) 突発的な災害により、県内において局所的な被害が発生した場合
- (4) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表され、県内の当該地域において被害が発生するおそれがある場合
- (5) その他本部長が必要と認めた場合

第2 災害警備本部等の設置

◆関係所属 全所属

1 警察本部

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、発令する警備体制に応じて、警察本部に災害警備本部、災害警戒本部又は災害警備連絡室（以下「災害警備本部等」という。）を設置し、指揮体制を確立するものとする。

なお、本部長は、災害の規模、状況等に応じ、かつ、各所属において継続の必要性が高い通常業務等に当たる人員を勘案して、災害警備本部等の編成を適宜変更することができる。

(1) 災害警備本部（非常体制）

本部長は、非常体制を発令した場合は、総合指揮室に自らを長とする災害警備本部を設置するものとし、その編成及び任務は、**別表 2**のとおりとする。

なお、総合指揮室で対応する本部員（以下「指揮室本部員」という。）については、**別表 3**のとおりとし、その席図は**別表 4**のとおりとする。**この場合において、指揮室本部員以外の職員は、自己の所属（以下「自所属」という。）で対応するものとする。**

(2) 災害警戒本部（警戒体制）

本部長は、警戒体制を発令した場合は、総合指揮室に警備部長を長とする災害警戒本部を設置するものとし、その編成及び任務は、**別表 7**のとおりとする。

なお、指揮室本部員については、**別表 8**のとおりとし、その席図は別表 9 のとおりとする。ただし、警戒体制の設置基準のうち、県内において震度 5 弱の地震が発生した場合で、県内における相当な被害が未だ把握できていない場合は、警備第二課員、**別表 7**の警備第一課員及び外事課員を非常参集とし、それ以外の職員については、必要に応じ非常招集して運用するものとする。

(3) 災害警備連絡室（準備体制）

本部長は、準備体制を発令した場合は、警備第二課に警備第二課長を長とする災害警備連絡室（以下「警備連絡室」という。）を設置するものとし、その編成及び任務は、別表12のとおりとする。

2 警察署

警察署長（以下「署長」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本部長が発令する警備体制に応じて、署災害警備本部、署災害警戒本部又は署災害警備連絡室（以下「署災害警備本部等」という。）を設置し、指揮体制を確立するものとする。

なお、署長は、災害の規模、状況等に応じ、かつ、各課において継続の必要性が高い通常業務等に当たる人員を勘案して、署災害警備本部等の編成を適宜変更することができる。

(1) 署災害警備本部（非常体制）

署長は、管内が非常体制下にある場合、又は本部長が非常体制を発令した場合は、署長を長とする署災害警備本部を設置し、この章第 3 の 2 (1) に規定する警察署警備部隊の編成要員を除く最大動員で署員を編成するものとする。

(2) 署災害警戒本部（警戒体制）

署長は、管内が警戒体制下にある場合、又は本部長が警戒体制を発令した場合は、署長を長とする署災害警戒本部を設置し、災害の状況等に応じて署員を編成するものとする。ただし、管内において震度 5 弱の地震が発生した場合で、管内における相当な被害が未だ把握できていない場合は、署長が必要と認める署員を非常参集とし、それ以外の署員については、必要に応じ非常招集して運用するものとする。

(3) 署災害警備連絡室（準備体制）

署長は、管内が準備体制下にある場合、又は本部長が管内に準備体制を発令した場合は、警備課長を長とする署災害警備連絡室を設置し、署長が必要と認める署員を編成するものとする。

3 他の都道府県において大規模災害等が発生した場合の措置

本部長は、他の都道府県において地震等が発生し、警察災害派遣隊の派遣による支援活動が予想される場合には、必要に応じて警察本部内に災害規模に応じた災害警備本部等を設置し、被災地への各種支援活動を迅速に行うものとする。

第3 警備部隊の編成及び運用

◆関係所属 全所属

本部長及び署長は、非常体制又は警戒体制下における災害警備活動を効果的に行うため、次により警備部隊を編成、運用するものとする。

1 警備部隊の編成

(1) 災害警備本部直轄部隊

本部長は、被災地での部隊活動が必要と認める場合は、災害警備本部直轄部隊（以下「本部直轄部隊」という。）を編成し、被災地を管轄する警察署に派遣するものとする。

非常体制下における本部直轄部隊編成及び発生方面別の差出人員については、別表5及び別表6のとおりとし、警戒体制下における本部直轄部隊編成及び発生方面別の差出人員については、別表10及び別表11のとおりとする。

なお、各所属の動員数は、災害の規模等に応じ、かつ、各所属において非常時優先業務等に当たる人員を勘案して本部長が決定するものとする。

(2) 警察署警備部隊

署長は、本部直轄部隊に準じて災害情報の収集、避難誘導、救出救助、交通規制等の任務に当たる警察署警備部隊（以下「署警備部隊」という。）を編成し、迅速な現場活動を行うものとする。

なお、各課の動員数は、災害の規模等に応じ、かつ、各所属において非常時優先業務等に当たる人員を勘案して署長が決定するものとする。

2 部隊の運用

(1) 運用

ア 本部直轄部隊

(ア) 本部長は、被災地での部隊活動が必要と認める場合は、直ちに本部直轄部隊を派遣するものとし、被害状況を考慮し、長期にわたり災害警備活動が必要と認めるときは、速やかに交代の部隊を派遣するものとする。この場合において、本部直轄部隊は、派遣先署長の指揮下に入り、災害警備活動に従事するものとする。

(イ) 災害現場における広報が必要と認められる場合は、現場広報隊を派遣部隊に帯同し、災害警備活動に関する積極的かつ効果的な広報に当たらせる

ものとする。

- (ウ) 警察災害派遣隊等県外からの支援部隊については、被害が甚大な地域など災害警備活動を重点的に行う地域に投入するものとする。

イ 署警備部隊

署長は、編成した署警備部隊により、直ちに災害情報の収集、避難誘導、救出救助、交通規制、火災による被害拡大防止等の活動を行うとともに、必要に応じて本部長に本部直轄部隊の応援を要請するものとする。

(2) 部隊運用上の留意事項

ア 災害発生直後は、通信の途絶により被害実態の把握が極めて困難となることから、あらゆる手段により被災状況・程度、二次被害の危険性、交通要点の状況等を収集・分析し、適切な運用に努めること。

イ 長期間の警備活動が予想される場合は、必要に応じて勤務変更や部隊の編成替えを行うなど、弾力的な部隊編成を行うこと。

ウ 各部隊の指揮官は、責任者を指定して活動状況を記録させ、任務終了後、署長及び本部長に報告すること。

エ 管内に被害が発生していない警察署においては、速やかに必要な部隊を編成し、応援出動に備えること。

オ 出動に当たっては、道路障害、交通渋滞その他の災害情報を事前に把握するなどして、確実に目的地へ到着できるよう、より安全かつ迅速な派遣ルートを選定すること。

カ 部隊の指揮官は、派遣先へ到着するまでに1時間以上を要する場合には、おおむね1時間に1回程度、本部長に現在地及び現在までに判明した被災状況を報告の上、別命の有無を確認すること。

第4 職員の非常招集・非常参集

◆関係所属 全所属

本部長及び署長は、県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、職員を招集又は参集する必要がある場合は、青森県警察非常招集規程（平成18年3月青森県警察本部訓令第5号）、本計画（別表13）及び各警察署が定める災害警備計画（以下「署警備計画」という。）により、運用するものとする。

1 非常招集

担当所属長は、災害の発生による電話回線の不通及び発信規制に備え、携帯電話、衛星携帯電話等を活用した複数の連絡手段の確保に努めるものとする。

また、職員は、平素から家族との間で、具体的な安否確認の方法について検討しておくものとする。

2 非常参集

(1) 非常参集基準

職員は、次の場合においては、非常招集の発令を待たないで、直ちに参集するものとする。

ア 県内において震度 5 強以上の地震が発生した場合

イ 県内において大津波警報が発表された場合

(2) 非常参集場所

職員は、執務時間の内外を問わず、原則として自所属に参集するものとする。

また、次に掲げる者は、次により参集するものとする。

ア 交通途絶で自所属に参集できない者

最寄りの警察署、警察本部分庁舎等の警察施設に参集するものとする。

イ 交番及び駐在所勤務の地域警察官

特に命じられた場合を除き、勤務する交番・駐在所に参集するものとする。

(3) 参集時の服装、携行品及び参集手段

ア 服装及び携行品

(ア) 服装は、災害警備活動に適した私服とする。

(イ) 食料・下着（おおむね 3 日分）、現金、洗面具、筆記具、照明具、軍手、雨衣等当面の活動に必要な最小限の物を携行するものとする。

イ 参集手段

(ア) 原則として徒歩、自転車又はバイクを利用し、自動車は使用しないものとする。

(イ) 道路、橋梁^{りょう}等の損壊を想定し、複数の参集経路を検討しておくものとする。

ウ 参集時の留意事項

(ア) 参集に 1 時間以上を要する場合には、可能な限りおおむね 1 時間ごとに現在地、周囲の状況等を自所属へ連絡するものとする。

(イ) 参集職員の把握は、警察本部にあっては各所属において、警察署にあっては署情に応じて行うとともに、直ちに部隊編成等ができるよう、あらかじめ指定された任務別に区別して把握するものとする。

(ウ) 参集経路、所要時間、参集途中に把握した被害状況等は、参集後速やかに参集状況報告（様式第 1 号）により所属長へ報告すること。ただし、特に急を要する事項を把握した場合は、その都度 110 番等の方法により災害警備本部へ即報するものとする。

(エ) 各所属長は、30 分ごとに応招・非常参集人員を把握し、青森県警察非常招集規程にある参集状況記録表（様式第 2 号）により本部長に報告するものとする。

(4) 被災職員の対応要領

職員又は家族が被災した場合の対応は、次のとおりとする。

ア 自ら負傷し、入院等の救護措置を要する場合

医師の指示に従い、入院等の救護を受けるものとする。

なお、比較的軽傷で活動可能な者は、応急手当等を受けた後に参集するものとする。

イ 家族に死傷者が出た場合

(ア) 死亡又は重傷の場合は、参集することなく必要な措置に当たるものとする。

(イ) 比較的軽傷の場合は、応急救護、避難等の措置を講じた後に参集するものとする。

ウ 家屋のみ被災した場合

家族を安全な場所に避難させ、火災、盗難等の予防措置を講じた後に参集するものとする。

第3章 地震災害対策

第1節 災害に備えての措置

第1 基礎資料の収集整備

署長は、管内において、別表14に掲げる事項を調査し、基礎資料として整備・活用するものとする。

なお、調査に当たっては、県、市町村策定の地域防災計画（地震被害想定等）、水防計画等を参照するとともに、整備した基礎資料は随時更新するものとする。

第2 災害警備計画の策定

1 警察本部

所属長は、本計画に定める災害警備本部等の組織及び所掌事務並びに本部直轄部隊の編成及び任務を踏まえ、あらかじめとるべき措置を定めておくものとする。

2 警察署

- (1) 署長は、災害警備活動を迅速かつ適切に行うため、管内の実態に即した署警備計画を策定するものとする。
- (2) 署警備計画の策定に当たっては、隣接警察署及び関係機関との連携を図り、本計画及び市町村の地域防災計画との間に整合性を持たせるとともに、内容に具体性を持たせるなど、実効性のある計画となるよう配意するものとする。

第3 警察災害派遣隊の整備

◆関係所属 警備第二課、生活安全企画課、地域課、捜査第一課、鑑識課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊

関係所属長は、全国で大規模災害が発生した場合、青森県警察災害派遣隊の編成及び運用要綱の制定について（平成24年12月13日付け青警本備二第284号ほか）に定める警察災害派遣隊の派遣に備え、平素から招集・派遣体制を整備しておくとともに、特に、同要綱に規定する即応部隊（以下単に「即応部隊」という。）については、隊員に対し、災害現場に即した環境下における救出・救助技能、自活能力の向上に向けた教養訓練を徹底するものとする。

なお、警察災害派遣隊の編成及び運用要綱は、別に定めるものとする。

第4 災害警備用装備資機材の整備充実

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、機動隊、警察署

関係所属長は、災害警備活動の長期化等の事態による装備資機材の不足を想定し、次の災害警備用装備資機材の整備に努めるとともに、現有装備資機材の適正な管理及び定期的な整備点検を行うものとする。

なお、災害発生時に小型重機、ショベルカー等、国、県、市町村及び建設業協会からの派遣や借受けを行うものについては、その手続が円滑になされるよう、平素から緊密に連携しておくものとする。

1 警察本部に整備すべき装備資機材

- (1) スコップ、つるはし、のこぎりその他の救助用機材
- (2) 強力ライトその他の照明用機材

- (3) 可搬式標識、表示板等その他の交通対策用機材
 - (4) チェーンソー、エンジンカッターその他の救助用機材
 - (5) 投光器、発動発電機その他の照明用機材
 - (6) トランジスターメガホン、拡声器その他の広報用機材
 - (7) 胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板その他の捜索用機材
 - (8) 信号機電源付加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章その他の交通規制用機材
 - (9) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車その他の災害警備活動用車両
 - (10) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキその他の救助用機材
 - (11) エアーテント、可搬式ろ過器その他の後方支援用機材
 - (12) 寝袋、簡易トイレその他の自活用機材
- 2 警察署に整備すべき装備資機材
 - 1 の(1)から(8)までに掲げる装備資機材及び管内地図
 - 3 交番、駐在所等に整備すべき装備資機材
 - 1 の(1)から(3)までに掲げる装備資機材

第5 警察施設の災害対策

- 1 施設の耐震性等の強化
 - ◆関係所属 会計課、留置管理課、機動捜査隊、交通規制課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、機動隊、警察学校、情報通信部、警察署
 - 関係所属長は、災害が発生した場合でも警察施設の機能を維持し、非常用電源、備蓄物資、装備資機材等を確実に利用できるようにするため、これらの適切な保管場所を選定するとともに、施設の耐震性、耐火性及び耐浪性の強化に努めるものとする。
- 2 代替指揮機能の確保
 - ◆関係所属 全所属
 - (1) 警察本部庁舎が被災し、災害警備本部としての指揮機能が確保できない場合に使用する代替施設の優先順位は次のとおりとする。
 - ア 機動隊
 - イ 警察学校
 - ウ 青森県運転免許センター
 - (2) 各所属長は、警察本部が使用不能となった場合に備え、代替施設までの資機材、人員の輸送手段等について職員に周知しておくものとする。
 - (3) 署長は、警察署が使用不能となった場合に備え、あらかじめ代替施設を確保するとともに、代替施設までの資機材、人員の輸送手段等について検討しておくものとする。

第6 教養訓練の実施

◆関係所属 全所属

各所属長は、職員が災害発生時に自らの判断で迅速・的確に行動できるよう、災害に関する知識、装備資機材の保守管理・操作要領、災害発生時の具体的活動要領等について、次により計画的に教養訓練を行うものとする。

また、県、市町村等の関係機関が主催する総合防災訓練のほか、警備業者、自主防犯・防災組織、民間ボランティア団体、地域住民と連携した訓練等を通じて、官民一体となった災害対策に向けた体制を確立するものとする。

1 教養項目

- (1) 災害及び災害警備の知識
- (2) 災害関係法令及び警察・関係機関の責務
- (3) 管轄区域内の段階的被害予測
- (4) 災害警備計画及び初動措置要領
- (5) 災害警備用装備資機材の知識
- (6) 通信資機材の知識
- (7) 災害情報の分析及び報告要領
- (8) その他災害対策に必要な教養

2 訓練項目

- (1) 職員の招集及び参集
- (2) 災害情報の収集、連絡及び伝達
- (3) 災害警備用装備資機材の操作
- (4) 車両、警察用航空機及び通信資機材の配備運用
- (5) 警備実施部隊の運用
- (6) 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去、警備業者等と連携した交通安全誘導
- (7) 住民等の避難誘導
- (8) 被災者の救出救助
- (9) 被留置者の避難
- (10) その他災害警備活動に必要な事項

第7 災害警備用物資の備蓄等

◆関係所属 警備第二課、会計課、警察署

関係所属長は、災害警備活動に必要な物資の調達が著しく困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資等の適切な備蓄・管理及び調達体制の確立に努めるものとし、特に、即応部隊については、自活用として必要な日数分の食料、飲料水、非常用消耗品及び車両燃料が直ちに調達できる体制を確立しておくものとする。

第8 業務継続性の確保

◆関係所属 全所属

業務継続計画については、災害発生時の応急対策や優先度の高い業務の継続に必

要となる人員や装備資機材等を的確に投入することなどを目的に策定した「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」(平成29年11月29日付け青警本備二第110号ほか)に基づき、事前の準備体制及び事後の対処能力の強化を図るものとする。

第9 被留置者への対応

◆関係所属 留置管理課、警察署

関係所属長は、災害発生時における被留置者の避難・移送等を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 非常計画の策定

避難場所の設定、夜間・休日に被災した場合の護送体制の確保、通信手段が途絶した場合の連絡方法等について、あらかじめ非常計画を策定しておくこと。

2 装備資機材等の整備

ライフラインが途絶した場合を想定し、被留置者の食料や飲料水、簡易トイレ、防寒衣等のほか、避難時に使用できる車両等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資機材の整備を図るとともに、医療体制及び護送体制の整備を図ること。

3 検察庁等との連携

災害発生時の被留置者の刑事施設(拘置所等)への移送手続等について、あらかじめ検察庁等と協議するなど、平素から連携を図ること。

第10 情報収集・連絡体制の整備

1 通信指令機能の確保

◆関係所属 通信指令課、地域課、交通機動隊、情報通信部、警察署

(1) 関係所属長は、大規模災害発生時には110番通報等の緊急通報や無線通信が急増し、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、通信指令要員を増強するなど、緊急時の補完体制を構築しておくものとする。

(2) 関係所属長は、災害発生時に交番、駐在所、パトカー、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、通信指令課長の指示の下、通信指令課に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。

なお、災害発生時に移動局が一斉に通信を行うことにより無線が輻輳^{ふくそう}した場合には、通常時の呼出応答方式ではなく、災害警備本部等の判断により^{さいりょう}幸願通話へ移行するものとする。

(3) 通信指令課長は、災害対応マニュアル等を策定し、災害時の応急活動に備えるとともに、平素からヘリコプターテレビシステム(以下「ヘリテレ」という。)、交通監視カメラ等の画像情報を収集・送信する資機材を積極的に活用するものとする。

2 警察航空隊の体制の確保

◆関係所属 地域課、会計課

(1) 地域課長は、災害発生時に応援派遣される警察用航空機の受入れ及び運用を

円滑に行うための航空隊の体制を確保するとともに、広域運用マニュアルの見直しを図るなど、災害時の応急活動に備えるものとする。

- (2) 関係所属長は、災害発生時においても航空隊施設が継続して使用できるよう航空隊施設の耐震性の強化や停電時に必要となる電力量に見合う規模の発動発電機の確保等に努めるものとする。

3 ライフライン等からの情報収集体制の整備

◆関係所属 警備第二課、地域課、警備第一課、外事課、情報通信部、警察署

関係所属長は、災害発生時に被害の全体像を早期に把握するため、ライフライン（電話、電力、ガス、水道等の生活維持に不可欠な設備をいう。以下同じ。）及び報道機関から得るべき情報内容、担当者、非常時の連絡手段等について整備しておくとともに、これらとの協力体制を構築しておくものとする。

また、ＪＲ、タクシー等の交通機関、警備業者等から被害情報等が積極的に通報されるよう協力体制を構築しておくものとする。

第11 情報通信の確保

1 通信の確保

◆関係所属 情報通信部

情報通信部長は、災害発生時の通信の確保のため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策に関すること。
- (2) 機動警察通信隊による実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化に関すること。
- (3) 災害発生時における衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の使用に関すること。
- (4) 警察施設等の新築、改築時等における通信機器等の設置スペースの確保、応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保に関すること。
- (5) 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上に関すること。
- (6) 災害時の電力復旧や燃料の安定供給に資する関係事業者との連携に関すること。
- (7) 長期停電時等における警察通信施設の機能維持のため、非常用電源車の活用等協力すべき事項の検討に関すること。
- (8) 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施に関すること。

2 情報システム機能の確保

◆担当所属 情報管理課、情報通信部、警察署

- (1) 耐震性の向上

関係所属長は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、

次の事項を推進するものとする。

ア 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上に関する
こと。

イ 停電時における機能確保のための非常用電源の確保に関すること。

(2) 信頼性の向上

関係所属長は、災害発生後、情報システムの機能に障害が発生した場合において速やかにその機能を回復させるため、次の事項を推進するものとする。

ア システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上に関する
こと。

イ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化
に関すること。

第12 交通の確保に関する体制及び施設の整備

◆関係所属 交通規制課、会計課、交通企画課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

1 交通管制施設及び交通管理体制の整備

関係所属長は、災害発生時の交通規制を円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性を確保するとともに、災害時における広域的な交通管理体制の整備に関すること。
- (2) 支援協定等を締結している一般社団法人青森県警備業協会（以下「県警備業協会」という。）及び一般社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部（J A F 青森支部）と、交通誘導の実施等応急対策業務の協議及び訓練に関すること。
- (3) 主要幹線道路に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備推進に関すること。
- (4) 信号機電源付加装置が整備されていない信号機の滅灯対策として、可搬式発電発電機の整備を推進するとともに、停電時に優先的に発電機を接続する信号機の選定及び操作マニュアルの作成・周知に関すること。

2 緊急通行車両に係る確認手続等

関係所属長は、青森県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認を適切かつ円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 事前届出・確認制度の整備に関すること。
- (2) 公的機関に対する緊急通行車両事前届出制度の周知に関すること。
- (3) 職員に対する定期的な教養の実施に関すること。
- (4) 標章及び証明書の備蓄に関すること。

3 運転者のとるべき措置の周知徹底

関係所属長は、災害発生時における運転者のとるべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両を使用している場合

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
 - エ 車両を置いて避難するときは、なるべく車両を道路外の場所に移動すること。
 - オ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の措置をとった上で、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所を避け、道路の左側に寄せて駐車すること。
 - (ア) エンジンを切ること。
 - (イ) エンジンキーは付けたままにしておくこと。
 - (ウ) 窓を閉めておくこと。
 - (エ) ドアはロックしないこと。
- (2) 車両が災対法に基づく交通規制による通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。ウにおいて同じ。）にある場合
- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所に移動させること。
 - イ 速やかに移動することが困難なときは、(1)のエ及びオの要領により車両を駐車して避難すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。
 - エ ウの場合において、警察官の指示に従わず、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることができ、やむを得ない限度において、車両等を損壊することができること。

4 隣接・近接県警察との協力体制の確立

関係所属長は、大規模災害発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・近接県警察と事前に協力体制を確立しておくものとする。

5 関係機関等との相互連携

関係所属長は、大規模災害発生時の緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立しておくものとする。

また、交通規制を円滑に実施するため、大規模災害発生時に交通誘導の支援を要請する県警備業協会のほか、交通指導員との連携を強化するものとする。

第13 避難誘導の措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、災害発生時に地域住民等の避難誘導を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 避難場所等の周知徹底

平素の警察活動を通じて、地域住民等に対し、災害発生時の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

2 避難行動要支援者等への対応

県、市町村等と緊密に連携しながら、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。以下同じ。）及び避難行動要支援者には該当しないが災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）の実態把握等に努めるものとする。この場合において、市町村から避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。以下同じ。）の提供を受けたときは、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

3 管理者対策の実施

デパート、高層ビル、劇場その他の多数の人が集合する場所の管理者に対し、非常時における避難誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について検討を要請するものとする。

4 広域的な避難者の受入れに関する調整

隣接・近接県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、青森県防災会議等において必要な調整を行うものとする。

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合の帰宅困難者の発生に備え、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、自治体等と連携して平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態を把握し、帰宅困難者の避難誘導方法について検討するものとする。

第14 被災者等への情報伝達

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

関係所属長は、災害発生後の経過に応じて被災者に伝達すべき情報について、あらかじめ整理しておくとともに、住民からの問合せ等に対応できる体制を整備するものとする。

また、自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達のための体制の整備を図るとともに、必要に応じてパソコン、拡声器、車両等情報伝達機能の整備にも配慮するものとする。

第15 安否不明者等への対応

◆関係所属 生活安全企画課、警察署

関係所属長は、災害に係わる安否不明者等の相談に対して適切に対応するため、

次の事項を推進するものとする。

1 体制の確立

災害に係わると思料される相談、安否不明者等の受理について、情報管理・データ入力等の処理体制を確立しておくとともに、フリーダイヤルなど特別回線の設置等を検討しておくこと。

2 安否不明者等情報の精査及び市町村との連携

届出や相談の重複を排除するとともに住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を徹底するため、市町村との連絡体制を整備しておくこと。

第16 検視及び遺体の身元確認のための体制整備

◆関係所属 捜査第一課、鑑識課、科学捜査研究所、警察署

関係所属長は、災害発生時における検視及び遺体の身元確認（以下「検視等」という。）を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 遺体の取扱い

(1) 検視等の場所の確保

県及び市町村と緊密に連携し、検視等の実施又は遺体安置のための場所として長期間使用することが可能な施設を複数指定しておくこと。

(2) 検案医との協力体制の確立

多数遺体の検視に必要な検案医確保のため、青森県警察医会、青森県警察歯科協力医会等との協力体制を確保するとともに、他府県からの医師等の受入れのための体制について事前に十分検討しておくこと。

(3) 県及び市町村への働き掛け

身元不明遺体や身元が判明しているものの遺族等の事情により引渡しが困難な遺体の埋火葬に関し、他の自治体との協力関係の構築について、県及び市町村に働き掛けること。

2 遺体の身元確認の方法

遺体の指紋、DNA型検査資料、歯牙情報等資料の多角的な採取方法、収集すべき物品、被災者への周知等について処理要領を作成しておくこと。

第17 住民等の防災活動の促進

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

関係所属長は、住民等の防災活動を促進するため、次の事項を推進するものとする。

1 防災訓練の実施

防災関係機関、住民等と一体的な災害警備活動を展開するため、県及び市町村が主催する総合防災訓練、自衛隊、消防その他の機関と連携した訓練、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練の計画的な実施に努めるものとする。

また、訓練に当たっては、災害発生時に住民がとるべき行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の実践的な内容となるよう配意するものとする。

2 各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から講習会、研修会等の場を通じ、地域住民等に対し大規模地震の危険性について実例を示しながら周知させるとともに、家庭での安全対策、家族間の連絡手段のほか、車両の運転時や避難場所での行動等、災害発生時に取るべき行動や防災知識の普及を図るものとする。

3 避難行動要支援者等に対する配慮

防災訓練の実施、防災知識の普及等に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するとともに、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

4 企業に対する防災意識の普及

企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加を呼び掛け、防災に関する助言等を行うものとする。

第18 関係機関等との連携

1 連絡・協力体制の確立

◆関係所属 警備第二課、広報課、教養課、生活安全企画課、地域課、捜査第一課、鑑識課、交通規制課、警備第一課、警察署

関係所属長は、平素から関係機関、事業者等と緊密に連携し、災害発生時における災害警備活動を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について相互に確認するとともに、協力体制の整備に努めるものとする。

- (1) 情報の伝達に関すること。
- (2) 交通規制に関すること。
- (3) 住民、避難行動要支援者等の避難誘導及び帰宅困難者対策に関すること。
- (4) 負傷者の救出救護及び安否不明者等の捜索に関すること。
- (5) 警戒区域の設定に関すること。
- (6) 混乱の防止措置に関すること。
- (7) 遺体の収容・検視場所の確保、身元確認等に関すること。
- (8) 県及び市町村災害対策本部への連絡員の派遣に関すること。
- (9) 警察災害派遣隊等支援部隊の集結・野営場所等の確保に関すること。
- (10) その他災害警備活動に必要な事項に関すること。

2 各種団体等との協力体制の確立

◆関係所属 生活安全企画課、地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、大規模災害発生後に予想される食料品、衣類、建築資材等の生活関連物資や復興資材に対する略奪事犯その他混乱に乗じて敢行されるおそれのある犯罪を防止するため、平素から関係事業者で組織する団体、防犯団体、町内会等の民間組織との協力体制を確立しておくものとする。

第19 複合災害対策

◆関係所属 警備第二課、情報通信部、警察署

関係所属長は、常に複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それら

の影響が複合的に発生することにより被害が深刻化する災害をいう。)の発生を念頭に置き、様々な事態を想定した職員の参集、災害警備本部等の立上げ等の図上・実動訓練を行うとともに、必要に応じて災害警備計画の見直しを図るものとする。

第20 重要施設の警戒

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

関係所属長は、大規模災害発生時において、あらかじめ警戒すべき重要施設を指定した上で、必要な警戒計画を策定するものとする。

第21 被災者の支援

1 大量の拾得物の取扱い

◆関係所属 会計課、保安課、警察署

関係所属長は、災害に伴って発生する大量の拾得物の取扱いを適切かつ円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

また、署長の保管する漂流物等の処理に当たっては、遺失物法（平成18年法律第73号）に準じて行うものとし、次長等が専決できるものとする。

(1) 保管場所及び職員の確保

拾得物件の保管に必要な場所、拾得物件の受理、遺失者への返還等の処理に必要な職員の確保に努めること。

(2) 情報の共有体制の整備

各警察署における拾得物件の取扱状況に関する情報が速やかに共有できるよう、必要な体制を整備しておくこと。

(3) 危険物等の取扱要領の整備

銃砲刀剣類（以下「銃砲等」という。）その他の禁制品や危険物が流出した場合の措置要領について整備しておくこと。

2 運転免許証再交付手続の早期再開に向けた体制の整備

◆関係所属 運転免許課、情報管理課、警察署

関係所属長は、災害発生後、亡失・滅失した運転免許証の再交付手続を早期に再開させるため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 青森県運転免許センター、警察署等が被災した場合に、臨時の受付窓口を設置するなど、被災者の利便を考慮した措置を講ずることができる体制の整備に関すること。

(2) 運転者管理システム、免許台帳ファイリングシステムのサーバ等に保存されている運転免許関連データを保護するため、耐震性等を考慮し、あらかじめ災害に強い施設を指定した上での分散保管に関すること。

第22 ボランティアの受入れのための環境整備

◆関係所属 警備第二課、警察署

関係所属長は、被災後における各種犯罪・事故を未然に防止し、被災住民等の不安を除去するため、ボランティア組織と連携を図るものとする。

また、必要に応じて資機材の整備に努めるものとする。

第23 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

◆関係所属 警備第二課、警務課、総務事務推進課、生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模災害発生時の災害警備活動を的確に行うため、次の事項について調査及び研究を進めるものとする。

- (1) 大規模災害に係る社会秩序の維持に関すること。
- (2) 大規模災害に係る交通対策に関すること。
- (3) 大規模災害に係る避難誘導対策に関すること。
- (4) 地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置に関すること。
- (5) その他大規模災害警備活動に関すること。

第2節 大規模地震発生時の措置

第1 地震情報の受理・伝達等

◆関係所属 警備第二課、通信指令課、当直、警察署

1 地震情報の受理と警察署への伝達

警備第二課長（執務時間外は通信指令課長及び当直責任者）は、青森地方気象台から県内に地震情報（震度4以上）が発表された場合は、地震情報が発表された対象地域を管轄する警察署へ伝達するものとする。

2 市町村長等への通知

署長は、本部長から地震情報の伝達を受けたときは、直ちに管内の交番及び駐在所に伝達するとともに、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項に基づき、市町村長に通知するものとする。

第2 警備体制

◆関係所属 警備第二課

本部長は、大規模地震が発生したときは、本計画に定める必要な警備体制をとるものとする。

第3 職員の非常招集・非常参集

◆関係所属 全所属

本部長は、大規模地震の発生後、直ちに必要な職員を招集して災害警備本部等を設置するものとする。

第4 警察庁等への即報

◆関係所属 警備第二課、当直

警備第二課長（執務時間外は当直責任者）は、県内で震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに事案把握をするとともに警察庁及び東北管区警察局（以下「警察庁等」という。）に速やかに事案概要を即報するものとする。

なお、その後の被害状況等の報告は、逐次行うものとする。

第5 災害警備本部等の設置

◆関係所属 警備第二課、情報通信部、当直、警察署

1 警察本部

災害警備本部等は、総合指揮室に設置するものとする。ただし、警察本部庁舎が被災し、使用できないときは、あらかじめ指定した代替施設に設置するものとする。この場合において、関係所属長等は、速やかに災害警備本部の運営に必要な職員の確保、装備等の準備を行うものとする。

2 警察署

署長は、庁舎及び管内の被害状況並びに有線・無線による連絡方法等を考慮して、活動に最も適した場所に署災害警備本部等を設置するものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できないときは、あらかじめ指定した代替施設に設置するものとする。

第6 庁舎防護及び来庁者に対する措置

◆関係所属 全所属、当直

1 庁舎防護

各所属長及び当直責任者は、次により庁舎防護措置を講ずるものとする。

- (1) 庁舎内の被災状況を点検するとともに、漏電、ガス漏れ、水道管の破裂等を発見した場合は、必要な応急措置を講ずるものとする。
- (2) 拳銃及び実包の保管場所、危険物貯蔵場所その他爆発又は出火のおそれがある場所の防災措置を講ずるものとする。
- (3) 交番、駐在所等においては、拳銃、備付簿冊等の盗難又は焼失の防止措置を講ずるものとする。
- (4) 非常持ち出し物品の搬出、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 車両等装備資機材を迅速に安全な場所へ移動・搬出するものとする。
- (6) 夜間は、照明用具を確保するほか、発動発電機等非常用電源による送電を準備するものとする。この場合、通電による火災の発生防止に配慮するものとする。
- (7) 庁舎の復旧・整備は、警察活動の緊急性を考慮して優先度を定めて行うものとする。
- (8) 警察本部庁舎以外の施設においては、庁舎及びその周辺の被害状況を報告させるものとする。

なお、通信手段が途絶したときは、連絡員を派遣するなど、必要な手段を用いて報告させるものとする。

2 来庁者に対する措置

来庁者に対する注意喚起、安全な場所への避難誘導を行うとともに、負傷者がある場合には、必要な応急救護措置を講ずるものとする。

第7 被留置者の取扱い

◆関係所属 留置管理課、警察署

1 被留置者の救出救助

留置施設に係る留置業務に従事する警察官（以下「留置担当官」という。）は、庁舎の損壊、火災の発生等による被留置者の死傷事案が発生し、又はその危険が

切迫している場合には、直ちに被留置者の救出救助活動を実施するものとする。

2 被留置者の不安除去

留置担当官は、被留置者に対し適宜地震情報を知らせるとともに、危険が切迫した場合の避難措置等を教示することにより、被留置者の不安感を除去し、留置場内の混乱防止に努めるものとする。

3 避難のための護送準備

署長は、被留置者の避難のための護送が予想される場合には、次により事前準備を行うものとする。

- (1) 被留置者1人に対して原則として留置担当官2人以上の監視体制がとられるよう留置担当官を増員するとともに、状況により腰縄及び手錠を施し、留置施設内に待機させるものとする。
- (2) 留置施設出入口、非常口及び居室の扉を速やかに開扉できるよう、留置担当官を配置するものとする。
- (3) 幹部を責任者に指定し、無線機等を携行させるとともに、必要な車両及び運転者を確保するものとする。

4 避難のための護送措置

署長は、被災状況等から被留置者の避難のため護送を必要と認めた場合は、あらかじめ指定された避難場所へ速やかに護送するものとする。

この場合において、署長は、被留置者の人数、避難場所の状況等を考慮し、必要に応じて留置担当官を増強配置するものとする。

5 解放措置

署長は、被災状況等を考慮し、被留置者を避難のため護送するいとまがなく、又は避難のため護送をしても危険を防ぐことができないと認められるときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第215条の規定に基づき、次により被留置者を解放するものとする。

- (1) 避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、留置施設又は指定した場所に出頭するよう告知するとともに、出頭しない場合は、同法違反が成立する旨を告げた上で解放するものとする。
- (2) (1)に規定する告知の際には、「避難を必要とする状況がなくなった後速やかに」の趣旨について具体的に説明するものとする。

6 委託留置

署長は、警察署の崩壊、焼失等によって被留置者を留置することができないと認める場合は、送致前の被留置者については最寄りの警察署に委託留置するものとし、その他の被留置者については検察庁に連絡の上、留置先を調整するものとする。

なお、委託留置先及び人員については、警察本部と調整を行うこととし、警察本部との通信が途絶している場合は、警察署間で調整を行い、事後に本部長に報告するものとする。

7 報告・連絡

- (1) 署長は、被留置者の避難のための護送又は解放を行うときは、事前に本部長の指揮を受けるものとする。ただし、指揮を受けるいとまのないときは、当該措置をとった後、速やかに措置内容を本部長に報告するものとする。
- (2) 留置施設に代替収容されている被疑者、被告人の避難のための護送又は解放については、原則として事前に検察庁、裁判所等に連絡するものとする。

第8 援助要請

◆関係所属 警備第二課、総務課

1 即応部隊の援助要請等

本部長は、災害の規模が大きく、自県の警備力のみでは対処できない場合は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、次の事項を明示し、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

- (1) 援助を必要とする理由
- (2) 援助を必要とする人員、装備資機材、服装、携行品、帯同車両・航空機等
- (3) 援助部隊の派遣期間、場所及び任務
- (4) 経路、集結場所及び給油場所
- (5) その他必要と認められる事項

2 一般部隊の援助要請

本部長は、災害への対応が長期間にわたると認める場合は、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊（一般部隊）の援助要請を行うものとする。

第9 受援体制の確保

◆関係所属 警備第二課、教養課、会計課、総務事務推進課、警察学校、情報通信部、警察署

本部長は、警察災害派遣隊等の受入れを円滑に行うため、受援連絡隊を派遣部隊の規模・任務等に応じて配置するとともに、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 派遣部隊の到着日時・場所、帯同車両、誘導コース、配置場所、任務等を確認し、警察災害派遣隊等の指揮官の補佐に関すること。
- (2) 派遣部隊との合流場所、配置場所、宿泊施設等への誘導その他受入れに伴う連絡に関すること。
- (3) 警察災害派遣隊等の規模・種別、入県経路、活動区域、二次災害の危険性、部隊の集結場所及び宿舎・野営場所の選定に関すること。（被災地の住民感情等に十分配慮すること。また、部隊の規模等から警察施設だけで対応できない場合は、公共施設の借上げ、民間施設の確保等により対応すること。）
- (4) 警備本部と応援部隊との間の報告連絡に関すること。

第10 通信の確保

◆関係所属 情報通信部、通信指令課、警察署

関係所属長は、通信施設の被災状況に応じて、次により速やかに必要な対策を講

ずるものとする。

- (1) 警察庁、東北管区警察局及び各警察署に対する有線通話の回線試験を実施し、障害状況を把握するものとする。
- (2) 県内1・2系及び共通系により各無線基地局の呼出試験を実施し、障害状況等の機能チェックを行うものとする。
- (3) 応急通信機器を設置し、必要な通信を確保するものとする。
- (4) 通話統制を行い、有線・無線ともに震災関連の通話を優先するものとする。
- (5) 通信指令課の機能が停止した場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 警察庁等への支援要請

警察庁等に対し、代替通信機器により必要な機器、職員等の支援要請を行うものとする。

イ 他機関への要請

- (ア) 東日本電信電話株式会社(N T T)への要請

110番通報迂回措置、衛星・迂回回線確保、障害回線の早期復旧及び警察本部と警察署との間の臨時専用回線の設置について要請するものとする。

- (イ) 東北電力株式会社への要請

応急予備電源の確保及び停電の早期復旧について要請するものとする。

ウ 応急通信機器の設置

- (ア) 災害警備本部、代替施設に応急県内系無線機を開設するものとする。
 - (イ) 衛星通信車等の受援により警察電話及び映像回線を確保するものとする。
- (6) 警察署の通信機能が停止した場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 県内系無線回線の確保

車載無線機、携帯無線機等により、県内系無線回線を確保するものとする。

イ 警察署臨時設備の設置

- (ア) 衛星通信設備、W I D E等により、警察本部と警察署との間の警察電話回線を確保するものとする。
- (イ) ファクシミリ等必要な通信機器を警察署へ配置するものとする。
- (ウ) 固定無線設備を配置し、通信系を確保するものとする。

第11 県災害対策本部等への連絡員の派遣

◆関係所属 警備第二課、捜査第一課、交通規制課、警察署

本部長及び署長は、県・市町村災害対策本部等との連携及び協力体制を整えるため、速やかに連絡員を派遣するものとする。この場合において、当該職員に対し、携帯無線機その他必要な資機材を携行させるものとする。

第12 情報の収集・連絡

◆関係所属 警備第二課、警備第一課、外事課、警察署

- 1 被害状況の把握及び報告

署長は、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行い、講じた警察措置とともに応援の必要性の有無について、本部長に報告するものとする。

(1) 初期段階の把握事項

- ア 死傷者、安否不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況
- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ ライフライン、東日本旅客鉄道株式会社(J R 東日本)等交通機関の被害状況
- キ 津波の到達状況
- ク 重要施設の被害状況
- ケ 災害の拡大状況及び見通し
- コ 住民の避難状況
- サ 救出救護の実施状況
- シ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 安否不明者等の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

(3) 情報収集上の留意事項

情報収集に当たっては、参集者からの目撃情報を集約するとともに、各部隊員に対しては、収集事項及び収集要領を具体的に示して行うほか、情報収集部隊の私服運用も併せて考慮するものとする。

また、県・市町村等の関係機関、ライフライン等関連事業者、警備業者、警察協力者(団体)等と緊密に連絡体制を確立するなど、必要な情報を円滑に入手できる措置をとるものとする。

(4) 報告要領

ア 初期段階の報告

電話、無線等所要の手段により直ちに大規模地震が発生した旨の即報を行うとともに、管内の被災概要について、被災概要即報(様式第3号)により、

第一報を発生後20分以内を目処に、続報はおおむね1時間に1回をめどに報告するものとする。

イ その後の報告

次の様式により、本部長が指定した時間に被害状況を報告するものとする。

- (ア) 災害発生即報（別途通知）
- (イ) 死亡者名簿（様式第4号）
- (ウ) 負傷者名簿（様式第5号）
- (エ) 被災世帯名簿（様式第6号）
- (オ) 避難者名簿（様式第7号）

ウ 災害復旧状況等の報告

各部隊の配置及び運用状況、交通規制の実施状況、ライフラインの復旧見通し、避難所・避難住民の状況、被災地の治安状況等について、状況が判明した都度、電話、無線等所要の手段により報告するものとする。

2 警察庁等への報告等

本部長は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、次により警察庁等その他関係機関に速やかに報告・連絡するものとする。

なお、大規模災害においては、災害の規模感を早期に把握することが重要であることから、本部直轄部隊の直轄情報隊の被災地派遣や派遣ができない場合には専従情報班の設置等、早期に被災の全体像を把握するための情報収集に努めるものとする。

- (1) 署警備本部等から報告される被害状況の概要については、詳細な情報を待つことなく、随時報告して、情報共有を図るものとする。
- (2) 警備指揮を的確に行うため、警察用航空機による、ヘリテレ映像、交通監視カメラ等の画像情報を送信するものとする。
- (3) 警察庁等への報告に当たり、事案対策通信装置電話機を活用するものとする。

第13 救出救助活動等

◆関係所属 警備第二課、地域課、機動隊、警察署

1 現地指揮所の設営

本部長は、被災地を管轄する警察署が交通規制、問合せの対応で忙殺されたり、部隊活動を要する場所から遠距離に位置していたりするなどにより、警察署が現地指揮所足り得ない可能性に備え、必要に応じ警察署以外の場所への新たな現地指揮所の設営を遅滞なく判断し、同所において必要な措置を講じるものとする。

2 指揮支援班の先行派遣

本部長は、効果的な部隊投入の決定等に資するため、次の任務を行わせるべく、必要に応じ現地指揮所ごとに指揮支援班を派遣するものとする。

(1) 被災情報の収集・分析

被災地における救出・救助活動に資するため、被災状況、道路状況等部隊活

動に必要な情報を収集・分析するものとする。

(2) 部隊の選定及び部隊活動計画の策定

指揮支援班は、被災情報の収集・分析を踏まえ、部隊装備・技術等を勘案しながら部隊を選定し、部隊活動計画を策定するものとする。また、その際は、関係機関との連携・調整について留意するものとする。

(3) 部隊活動の報告・記録

本部長が最新の被災情報、部隊活動等を把握し続けることが被災地警察と警察庁、県及び市町村との連携に重要であることから、指揮支援班は、警備本部長に対する迅速な報告を徹底するとともに、確実な記録化に努めるものとする。

(4) 関係機関との連携調整

大規模災害発生時には、警察のみならず各種機関が災害警備活動に当たることとなる。その際は、県、市等様々なレベルで関係機関同士の連携・調整が図られることとなる。指し、指揮支援班においては、被災現場の直近で活動するという特殊性を踏まえ、被災情報、部隊の配置場所等に関し、消防、自衛隊等と必要な連携・調整に努めるものとする。

3 その他の本部直轄部隊の派遣

本部長は、把握した被害状況に応じて、直ちに本部直轄部隊を編成し、被災地に出動させるものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路、地下道等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心に編成した即応部隊を迅速に投入するものとする。この場合において、災害発生当初の72時間が、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、当該時間帯に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。

なお、多数の安否不明者等を搜索するため必要があると認めるときは、搜索活動を行う部隊の増強について速やかに調整を行うものとする。

4 救出救助活動時の留意事項

救出救助活動の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 防災関係機関との連携

消防、自衛隊等の現場活動を行う防災関係機関との連携強化を図り、必要に応じて合同調整所を設置し、救出救助活動の担当区域を協議するなどの調整を随時行うことにより、効果的かつ効率的な救出救助活動を行うものとする。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(2) 二次災害の防止

被災地の危険な場所に臨む場合は、現場の状況をよく確認し、安全確実な救助方法を実施するなど、二次災害の防止を図るものとする。

(3) 装備資機材の有効な活用

現場活動に当たっては、必要な重機や装備資機材を検討し、安全かつ迅速な

救助を行うとともに、受傷事故の防止に努めるものとする。

(4) 冷静沈着な部隊活動

倒壊家屋、土砂等からの救出救助に当たっては、冷静な判断と慎重な活動により、負傷者の身体に傷をつけないように行うものとする。

(5) 危険物対策の徹底

高圧ガス、ガス管、高圧タンク、化学薬品等の危険物の散逸する現場にあつては、先に、その管理者、専門技術者の措置を優先させるものとする。

(6) 消火活動の優先

火災現場からの救出救助に当たっては、消火活動を優先させ、受傷事故防止の徹底を図るものとする。

(7) 警察用航空機等の活用

被災者の救出救助に当たっては、ヘリテレ、災害救助犬及び各種装備資機材を活用するものとする。

5 警察署における救出救助活動等

- (1) 署長は、直ちに署警備部隊を編成するとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら署警備部隊・本部直轄部隊の担当区域を決定した上で、救出救助活動を行うものとする。

また、消防、自衛隊等関係機関と連携し、搜索活動等の現場活動が円滑に行われるように調整するものとする。

- (2) 救出者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぐものとする。この場合において、警察官自らが病院等へ収容したときは、救護の日時・場所、負傷者の性別・住所・氏名・年齢（身元不明者については性別、人相、着衣、特徴等）、収容先、担当警察官の氏名等を記録し、経過を明らかにしておくものとする。

第14 避難誘導等

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

1 警察本部の措置

本部長は、被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、署警備本部及び関係機関に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められる場合は、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携するものとする。

2 警察署の措置

署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係市町村長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

(1) 避難指示等

ア 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市町村長から要求があったとき、又は市町村長が、何らかの理由で住民避難のための立退きを指示する

ことができないと認めるときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行うものとする。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市町村長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知するものとする。

イ 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、避難行動要支援者等に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導するものとする。

(2) 避難誘導方法

ア 避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難上の留意事項等について積極的な現場広報を行い、避難時の事故防止に努めるとともに、効率的な部隊配置により交通の安全を確保するものとする。

イ 管内に安全な避難場所がないとき、又は避難場所に収容しきれないと認められる場合は、関係署長と連携し、他署管内の適切な場所に避難誘導するものとする。

ウ 避難場所においては、常に災害情報や周囲の状況等に注意するとともに、二次災害のおそれのある場合は、速やかに避難場所を変更するなど、適切な措置を講ずるものとする。

エ 病院、学校、百貨店、劇場、駅その他の多数人が集合する場所においては、施設管理者による主体的な避難を原則とするが、病院、学校など避難行動要支援者等が所在する施設に対しては、災害の規模、態様等に応じて必要な部隊を派遣し、施設管理者等と協力して安全な場所へ適切に誘導を行うものとする。

オ 被害の拡大防止と災害応急対策のため、自動車による避難は病人の搬送等特別の場合を除いて原則として禁止するとともに、避難時の携行品は、貴重品、照明具、食料等の応急必需品にとどめるよう指導するものとする。

カ 警察署に一時的に受け入れた避難住民は、市町村等の避難所が整備された段階で当該施設に適切に誘導するものとする。

キ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を考慮するものとする。

(3) 一般的留意事項

ア 関係市町村長、消防、自衛隊その他の関係機関と連携・協力するとともに、状況に応じて必要な措置を積極的に要請するなど円滑な活動を展開するものとする。

イ 町内会、自治会、職場等の単位による集団避難を原則とし、自治会役員等の地域のリーダーを責任者に指定し、統制ある行動を取らせるとともに、ロープ、照明具等の資機材を有効に活用するものとする。

ウ 沿岸部においては、常に津波情報に注意し、津波警報が発表された場合は、津波の到着予想時刻・規模、海拔、潮位、海岸からの距離、海岸線の形状等

を考慮するものとする。

エ 河川周辺での堤防の亀裂、決壊等に注意するものとする。

(4) 避難の指示に従わない者に対する措置

自主的に避難するよう説得を尽くしても避難の指示に従わず、かつ、避難させなければその者の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、その事態が切迫している場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定による避難等の措置を講ずるとともに、速やかに署長に対して、そのとった措置について報告しなければならない。

(5) 避難誘導後の措置

ア 負傷者等の実態を把握し、救護機関に連絡の上、救護の措置を講ずるものとする。

イ 避難者の地区別概数を把握するものとする。

ウ 避難場所に必要な警察官等を配置、又は臨時警察官詰所等を設置するなどして、市町村職員及び町内会又は職員・団体の責任者等と連携し、避難場所の秩序維持に当たるものとする。

エ 留守宅及び避難場所における犯罪の予防・取締りに当たるものとする。

第15 警戒区域の設定

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、関係市町村等と連携の上、必要に応じて次により警戒区域を設定し、当該区域への関係者以外の立入りを制限、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

1 警戒区域の設定要領

(1) 災害による建物の倒壊・火災・爆発、毒劇物・放射性物質の流出、漏えい等住民の生命・身体に対する危険な事態が切迫している場合において、市町村長又はその委任を受けた者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災対法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域を設定し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、上記の措置を講じた場合は、直ちに市町村長に設定した日時・区域等を通知するものとする。

(2) 警戒区域は、可能な限り広範囲に設定し、所要の警戒員を配置するとともに、積極的な現場広報に努めるものとする。

(3) ロープ、規制標識、立て看板等により、警戒区域であることを明示するものとする。

2 市町村との協力

市町村長又はその委任を受けた者が警戒区域を設定した場合は、これに伴う措置に協力し、被害の拡大防止に努めるものとする。

第16 二次災害の防止

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

署長は、二次災害を防止するため、住宅街を中心に区域を定めて危険箇所の調査を実施するものとする。この場合において、署長は、把握した危険箇所を市町村災害対策本部等に通報し、状況により避難勧告等の発令を促すこと。

第17 緊急交通路の確保

◆関係所属 交通規制課、交通企画課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

本部長及び署長は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保するものとする。

1 交通規制の実施

- (1) 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、人命の安全、被害の拡大防止等に十分配慮した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。
- (2) 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、被災地域周辺の都道府県警察と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
- (3) (1)及び(2)で実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

2 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)に規定する人員、物資等
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (2)に規定する人員、物資等
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 交通規制の周知徹底

本部長及び署長は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

4 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(2) 放置車両の撤去等

ア 署長は、緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

イ 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずるものとし、講じた措置については、当該場所を管轄する署長に対し路上放置車両等措置報告書（様式第8号）により速やかに報告するものとする。

ウ 署長は、イの報告を受けた場合において、当該措置に伴い車両その他の物件を破損したときは、強制排除措置報告書（様式第9号）により速やかに本部長に報告するものとする。

また、自衛官又は消防吏員から災対法第76条の3第6項に規定する通知を受けた場合、又は道路管理者から災対法第76条の6第3項に基づく措置を講じた旨の情報提供を受けた場合について、これを準用するものとする。

(3) 運転者等に対する措置命令

現場の警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行うものとする。

(4) 障害物の除去

署長は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、関係機関等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

5 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第18 検視及び遺体の身元確認

◆関係所属 捜査第一課、鑑識課、警察署

本部長及び署長は、市町村等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。この場合において、被災地における検視に当たっては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、警察官が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）等の関係規程に基づき実施するほか、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにしておくものとする。

1 警察本部の措置

- (1) 被災地における死体処理の指揮及び調整
- (2) 多数死体に対応する検視要員の派遣要請、検視隊の編成及び派遣
- (3) 検案医師の調整及び派遣要請
- (4) 身元不明死体の身元確認
- (5) 死体の発見日時、場所、検視結果等の電算処理及び各種照会・照合への対応

2 警察署の措置

- (1) 市町村等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- (2) 各死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- (3) 死体と同一の一連番号を付すなど所持品等の取扱いに留意
- (4) 死体への礼を失しないとともに、外国人死体の領事機関への通報及びその国の慣習への配慮

第19 銃砲等及び危険物等に対する措置

◆関係所属 保安課、警察署

署長は、被災地における危険防止のため、次により銃砲等及び危険物等に対する適切な措置を講ずるものとする。

1 銃砲等の保管に関する指導

(1) 保管委託の指導

銃砲等の保管に関し、家屋の倒壊等により盗難防止等緊急の措置を必要とする場合には、当該銃砲等の所持者に対し、猟銃等保管業者等への保管委託を行うよう指導するものとする。

(2) 避難先における保管方法に関する指導

避難先において銃砲等を保管する銃砲等の所持者に対し、基準に適合したロッカー（以下「基準ロッカー」という。）に保管するなど自宅における自己保管の基準に準じた措置をとるとともに、盗難防止に十分配意するよう指導するものとする。

(3) 警察署における一時預かり措置

家屋の倒壊等により銃砲等の自己保管ができず、かつ、猟銃等保管業者等へ

の保管委託をすることができないと認められるときは、警察署において当該銃砲等の一時預かりの措置を講ずるものとする。この場合において、銃砲等の所持者に対し、基準ロッカーの設置による自己保管、猟銃等保管業者等への保管委託その他一時預かりした銃砲等を還付するための措置を早期にとるよう指導するものとする。

なお、一時預かりした銃砲等については、盗難、紛失等の事故防止の観点から、施錠できる場所に設置した基準ロッカーへの保管、記録簿の作成その他必要な措置を講ずるとともに、署員の中から担当者を指定してその実務を行わせるなど、万全の措置を講ずるものとする。

(4) 業者に対する指導

銃砲刀剣類の製造・販売業者及び猟銃等保管業者に対しては、盗難等の事故を防止するため、厳重な保管管理を指導するものとする。

2 危険物等に対する措置

(1) 警戒区域の設定と避難措置

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物製造・販売・貯蔵施設において火災、漏えい等の事故が発生した場合には、所要の部隊を派遣し、当該危険物の性質、数量、地形・地物、風向き等を考慮して、可能な限り広範囲に警戒区域を設定し、付近住民の避難措置に当たるとともに、直ちに市町村長へ通報するものとする。

(2) 危険物等の運搬に関する緊急措置

危険物、核燃料物質により汚染された物等の運搬による災害の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、運搬者に対し、これらの物による災害の発生を防止するための必要な措置を命ずるものとする。

第20 社会秩序の維持

◆関係所属 生活安全企画課、地域課、少年課、保安課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、警備第一課、警備第二課、外事課、警察署

関係所属長は、被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進するものとする。

1 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施するものとする。

なお、地域住民の自主防犯活動を促進するための情報交換及び指導・支援に努めるものとする。

(1) 巡回連絡及び巡回相談

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録しておくものとする。この場合において、事件事故、特異事案に関す

る防犯指導、住民要望の聴取、生活関連情報等の提供を行うほか、警察職員の避難場所への巡回による被災者の心のケアにも配慮するものとする。

(2) 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、警備業者や地域の民間防犯団体のボランティアとも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たるとともに、金融機関、義援金交付場所等への立寄り警戒を実施するものとする。

(3) 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努めるものとする。

なお、情報の提供に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮して行うものとする。

2 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを次により重点的に行うものとする。

また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

(1) 取締りの重点

ア 生活経済事犯

- (ア) 被災者やこれに同情を寄せる市民を狙った詐欺商法等の悪質経済事犯
- (イ) 被災者を対象とした高金利事犯・不動産介入等の暴利事犯
- (ウ) 産業廃棄物の処理に絡んだ不法投棄等の悪質事犯

イ 暴力事犯

- (ア) 混乱に乗じた各種利権介入事犯

倒壊物の撤去、廃棄物の処理又は飲食店の開店に伴うみかじめ料、寄附賛助金名下等に絡む恐喝・脅迫事件及び義援金名下の詐欺事件

- (イ) 復興事業に関連した各種不法事犯

災害復旧工事の下請参入、資材の納入・販売等をめぐる恐喝・脅迫事件、労働者派遣法違反事件、権利関係の錯綜した不動産の不法占拠・乗っ取り事件及び競売妨害事件

ウ その他一般犯罪

- (ア) 無人の家屋、大型店舗等を狙った犯罪
- (イ) 自動車、オートバイ等を狙った犯罪
- (ウ) 金融機関を対象とした犯罪

(2) 取締体制の確立

関係行政機関との情報交換及び消費者相談・苦情等を始め、あらゆる警察活動を通じて犯罪の発生状況を把握し、及び分析した上で取締計画を策定するものとする。

(3) 視察取締りの実施

暴力団等の動向視察を強化するとともに、被害予測及び犯罪手口の分析に基づくよう撃捜査、的割り捜査等を強力に推進するほか、犯罪多発地域に対する重点パトロール、検問等の街頭活動を強化し、犯罪の予防及び検挙に努めるものとする。

(4) 集団不法事案に対する措置

県、市町村等の関係機関と連携・協力し、次により救援物資の配給、処遇に対する不満等に起因して発生が予想される集団不法事案を未然に防止するものとする。

ア 違法なデモ等に対する措置

陳情又は抗議に名を借りた違法な集会、デモ等に対しては、警告・検挙等により厳正に対処するものとする。

イ 重大事態に対する措置

物資保管所、金融機関等の重要施設に対し、集団による襲撃、略奪等の治安上重大な事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、部隊を投入するなどして事態の沈静化を図るものとする。

第21 各種相談活動の実施

◆関係所属 広報課、生活安全企画課、警察署

災害に関する警察相談等の取扱いについては、次により行うものとする。

1 相談窓口の設置等

- (1) 安否不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察本部及び被災地警察署に相談窓口を開設するものとする。
- (2) 相談を受理したときは、所定の様式に必要事項を記載し、処理状況を明確にしておくものとする。
- (3) 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への移動交番車の派遣や避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進するものとする。

2 関係機関との連携

- (1) 各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部等その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。
なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実に引き継ぐものとする。
- (2) 安否不明者等の安否確認については、安否不明者情報等を把握している市町村と情報共有を図るものとする。

第22 報道対応

◆関係所属 広報課、警備第二課、警察署

1 適切な報道対応

報道対応は、災害警備本部、署警備本部等の広報班において次により行うものとする。

- (1) 報道資料の提供に当たっては、初期段階にあつては機を失することなく行い、その後の段階においては指定時間ごとに行う等の適宜の方法により行うものとする。
- (2) 本部長は、災害発生時において、被害状況、警備部隊等の規模、予想される警察措置等に照らし、災害現場における広報が必要と認められる場合は、現場広報隊を運用し、積極的かつ効果的な広報に努めるものとする。

2 現場広報隊の任務及び運用

- (1) 現場広報隊は、災害現場において、災害警備本部等の指示を受け、警備部隊、被災地警察署、機動警察通信隊等と連携し、次に掲げる事項を行う。
 - ア 現地で取材する報道機関の要望の把握
 - イ 広報素材の収集
 - ウ 報道機関に対する広報素材の提供
 - エ 現地における取材、会見等への対応
 - オ その他災害警備活動の広報に関して必要な事項
- (2) 現場広報隊、災害現場における広報に当たっては、事前に、その内容について、災害警備本部等に報告し、必要な指示を受けるものとする。

3 災害警備活動に関する広報の推進に当たっての留意事項

(1) 組織的な対応及び情報管理の徹底

各所属は、災害による被害が甚大である場合等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことが困難であると予想されるときは、直接災害対応に当たる所属以外の所属についても、必要な範囲で支援を行うなど、組織的な対応に努めるものとする。

また、人的被害の数やその具体的内容、被災者の個人情報やプライバシーに係る内容、以後の警察活動に支障を及ぼすおそれのある警備体制に関する内容等、組織的管理が必要と認められる情報については、現場広報隊による広報は行わず、災害警備本部等において一元的な管理を徹底し、広報の可否の判断を含め、慎重かつ適切に対応するものとする。

なお、現場広報隊による広報の内容等については、実施時の留意事項等を含め、災害警備本部等が現場の状況に応じた具体的指示を行うなど、事前の対策の強化に努めるものとする。

(2) 関係所属等の幹部の措置

ア 連携の確保と円滑な実施

災害対策担当所属、広報担当所属、機動隊及び機動警察通信隊の幹部並び

に被災地警察署広報担当責任者(以下「関係所属等の幹部」という。)は、効果的な広報の実施に必要な事項等に関し、相互に確認し、情報の共有化を図るなど、緊密な連携を確保するものとする。特に、そのうち広報業務を担う者については、災害警備活動に関する広報が円滑に実施されるよう報道関係者との良好な関係の構築に努めるものとする。

イ 現場広報の重要性に関する教養の徹底

関係所属等の幹部は、警備部隊員等として災害警備活動に従事することが想定される警察職員に対し、教養等を通じて、現場広報等の趣旨、重要性及び留意事項等について、平素から周知徹底を図るものとする。

(3) 効果的広報素材の収集及び提供

現場広報隊は、広報素材の収集及び報道機関への提供に当たって、機動警察通信隊等が撮影した映像及び保有する機材を積極的に活用するなど、効果的な実施に向けた方策を工夫・検討するものとする。

(4) 報道関係者の部隊帯同の検討

現場広報に当たっては、現場広報の趣旨に鑑み、報道機関の要望を踏まえ、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討するものとする。ただし、部隊帯同に際しては、安全管理を図った上で、報道関係者に対して安全の範囲内で行動することを説明するなど事故防止に配慮するものとする。

(5) 警察庁との緊密な連携の確保

現場広報は、広く国民の注目を集め、時間的にも切迫した状況下で行われるなどの特殊性を有することから、災害警備本部等は、警察庁関係部局との緊密な連携の確保に配慮した上で、特に、人的被害関連情報や反響が大きいと思料される案件等に関する広報については、事前の報告、調整及び結果の報告等を確実に実施するものとする。

第23 情報システムに関する措置

◆関係所属 情報管理課、情報通信部、警察署

関係所属長は、災害発生時においても情報システムの機能を維持するため、次の措置を講ずるものとする。

1 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能を回復するものとする。

2 災害警備活動に必要な情報の共有

既存のデータベースを活用し、災害警備活動に必要な情報を共有するものとする。

第24 給食、補給及び宿泊

◆関係所属 会計課、総務事務推進課、教養課、警察学校、警察署

関係所属長は、災害警備活動に従事する職員の給食等に関し、次の措置を講ずる

ものとする。

1 給食

職員に対する給食は、原則として、署警備本部が災害警備本部と調整を図った上で調達するものとする。

2 補給

職員が使用する寝具、仮設トイレ等は、現有の寝具、リース業者からの借上げ等により対応するものとする。

3 宿泊・待機場所

職員の宿泊・待機場所は、倒壊を免れた警察施設の使用を原則とするが、不足する場合には、公共施設又は民間施設の借上げ等により対応するものとする。この場合において、借上げ折衝は、本部長又は署長が指定する職員が担当し、折衝の状況を本部長に報告するものとする。

第25 自発的支援の受入れ

◆関係所属 警備第二課、警察署

1 ボランティアの受入れ

署警備本部は、ボランティア団体、自主防犯組織等と連携し、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的としたボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

2 海外からの支援受入れ

災害警備本部は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、東北管区警察局、県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 災害復旧・復興

第1 警察施設の復旧

◆関係所属 会計課、情報通信部、警察署

本部長は、警察施設の復旧について、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に行うものとする。

なお、各所属長は、災害発生時における初期的な庁舎防護措置を講じた後、警察施設の被害状況を調査し、次の事項を本部長に報告するものとする。

- (1) 発生日時
- (2) 施設名称
- (3) 被害箇所
- (4) 被害の概要
- (5) 電気、ガス及び水道の供給状況
- (6) 有線・無線の通信機能
- (7) パトカー等主要装備の被害状況
- (8) 応急対策の状況
- (9) 復旧見込み

(10) その他参考事項

第2 暴力団排除活動の徹底

◆関係所属 組織犯罪対策課、警察署

本部長及び署長は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りを徹底するとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除に向け、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うものとする。

第3 交通規制の実施

◆関係所属 交通規制課、警察署

本部長及び署長は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況、輸送需要等を踏まえ、適切な交通規制を行うものとする。

第4 記録

◆関係所属 全所属

災害警備本部各班は、被災（復旧）状況、警察活動の状況等について、写真、ビデオ、メモ等により記録しておくものとする。

第4章 津波災害対策

第1 地震災害対策との関係

津波災害対策については、第3章（地震災害対策）の規定によるほか、この章に定めるところにより対応するものとする。

第2 災害に備えての措置

1 津波警報・注意報等の伝達体制の整備

◆関係所属 警備第二課、通信指令課、警察署

関係所属長は、迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達体制・手段の多重化、多様化及び設備の充実を図るものとする。

2 津波からの避難誘導等体制の整備

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、津波の特性を踏まえ、津波によって浸水が予想される地域の住民を安全に避難誘導するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 実態把握

津波によって浸水が予想される地域の危険箇所、避難行動要支援者等の実態把握に努めるものとする。この場合において、市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けたときは、実態把握のため効果的に活用するとともに、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 避難場所の選定、避難経路の複数指定

市町村と協力し、浸水予測地図等により予想した被害状況に応じ、避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難路の複数指定に努めるものとする。

(3) 津波に対する住民の危機意識の醸成

沿岸部を管轄する警察署（以下「沿岸警察署」という。）においては、住民の迅速かつ的確な避難誘導を行うため、市町村と連携し、地域住民に津波の特性に関する知識、避難路、避難場所、避難方法等について周知するとともに、実践的な避難訓練等を通じ、津波に対する住民の危機意識を醸成するものとする。この場合において、避難のための車両の使用に関し、次の点に留意することを地域住民に周知徹底するものとする。

ア 津波の発生時に車両を運転中である場合又はそれ以外の場合であって津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ やむを得ず津波から避難するために車両を使用する場合は、津波到達予想時刻の情報、道路の渋滞・損壊、信号機の作動状況、道路上の障害物等に十分注意すること。

(4) 避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備

避難行動要支援者等を適切に避難誘導するため、県、市町村、地域住民、自主防災組織等と連携・協力し、平素から避難行動要支援者名簿の活用等により、避難行動要支援者等の避難誘導体制を整備するものとする。

(5) 避難手段の検討

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、津波到達予想時刻、避難場所までの距離、避難行動要支援者等の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず車両で避難せざるを得ない場合を想定し、安全かつ確実な避難方策について市町村と連携して、あらかじめ避難手段を検討しておくものとする。

(6) 活動要領の策定

沿岸警察署の署長は、市町村等と連携しつつ、津波に対する地勢的特性を踏まえ、警察官の運用や装備資機材の活用等の具体的な活動要領（避難誘導マニュアル等）を策定するものとする。

また、通信機器や道路が被災した場合における情報伝達の在り方や装備資機材の活用について検討しておくものとする。

(7) 避難誘導等に従事する警察官の安全確保

沿岸警察署の署長は、避難誘導や防災対応に当たる警察官の安全を確保するため、市町村、消防等と連携し、津波到達予想時刻を基準に退避時間（タイムリミット）を設定するなど、避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

また、避難誘導に従事する全ての警察官が無線機、受令機等の情報伝達に必要な資機材を始め、救命胴衣、ヘルメット等、警察官の殉職や受傷を防止するための資機材の整備に努めるものとする。

3 警察施設等の災害対策

◆関係所属 会計課、警備第二課、警察署

関係所属長は、津波による被害のおそれのある地域に所在する警察施設等の耐浪性の強化、非常用電源の設置場所のかさ上げ、物資の備蓄方法の工夫等、津波災害に対処する能力の向上に努めるものとする。

4 交通管制施設及び交通管理体制の整備

◆関係所属 交通規制課

交通規制課長は、信号機、交通情報板等の交通管制施設の津波に対する安全性の向上を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制を整備するものとする。

5 教養訓練の実施等

◆関係所属 警備第二課、通信指令課、地域課、情報通信部、警察署

関係所属長は、津波到達予想時刻を踏まえた迅速かつ的確な避難誘導活動等を実施するため、無線機等情報伝達機器の確実な運用等津波災害に関する教養を実施するとともに、県、市町村等と連携した訓練の実施に努めるものとする。

6 被留置者への対応

◆関係所属 留置管理課、警察署

関係所属長は、津波浸水予測等を踏まえ、非常計画を策定、又は見直すとともに、非常計画に基づき、津波災害発生時における被留置者への対応を確認するた

めの訓練を実施するものとする。

第3 災害発生時の対策

1 津波警報・注意報等の伝達

◆関係所属 警備第二課、通信指令課、当直、警察署

(1) 警察本部

警備第二課長（執務時間外は通信指令課長及び当直責任者）は、津波警報・注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、沿岸警察署に対し、直ちに津波警報・注意報の内容及び必要な措置を講ずるよう無線で一斉指令するものとする。

(2) 沿岸警察署

ア 署長は、(1)の指令を受けた場合又は津波警報・注意報等を自ら認知した場合は、直ちに関係市町村長及び署員に伝達するものとする。この場合において、関係市町村長への伝達時間及び発受信取扱者名を明らかにしておくものとする。

イ 署長は、市町村、消防等と連携した上で、避難行動要支援者等に配慮し、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

(ア) 沿岸付近の住民、滞留者、船舶等に対する津波警報等の発表の伝達、避難広報及び避難誘導

(イ) 警戒区域の設定及び交通規制

2 避難誘導等

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

沿岸警察署の署長は、避難誘導や防災対策に当たる警察官の安全確保を前提とし、津波到達予想時刻を考慮しながら、必要に応じ警察用航空機と連携し、避難勧告・指示を適切に行うなどして、安全かつ迅速に避難誘導を行うものとする。

この場合において、市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けたときは、実態把握のため効果的に活用するものとする。

3 救出救助活動

◆関係所属 警備第二課、地域課、機動隊、警察署

関係所属長は、被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機及び各種装備資機材を活用して行うものとする。

4 検視及び遺体の身元確認

◆関係所属 捜査第一課、鑑識課、科学捜査研究所、警察署

関係所属長は、津波災害においては遺体の身元確認が困難となる場合が多いことを考慮した上で、県、市町村等と連携し、また、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

5 安否不明者等の相談活動等の実施

◆関係所属 生活安全企画課、警察署

関係所属長は、被災地が広範囲にわたることを考慮した相談窓口の開設、安否不明者等相談電話等の設置に配慮するものとする。

6 大量の拾得物の取扱い

◆関係所属 会計課、警察署

関係所属長は、津波による大量の拾得物を取扱う場合においては、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努めるものとする。

また、署長の保管する漂流物等の処理に当たっては、遺失物法（平成18年法律第73号）に準じて行うものとし、次長等が専決できるものとする。

第5章 その他の自然災害対策

第1節 風水害対策

第1 県民の防災活動の促進

1 避難誘導対策

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、住民の避難誘導を的確に行うため、次の事項を推進するものとする。

(1) 避難経路等の周知

平素から各種講習会、研修会等を通じ、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、適切な避難場所、避難路等について周知するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害発生時の行動マニュアル等について分かりやすく示すものとする。

2 防災訓練等の実施

◆関係所属 警備第二課、警察署

関係所属長は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

第2 災害発生直前の対策

1 風水害に関する警報等の伝達

◆関係所属 警備第二課、警察署

(1) 警察本部の措置

警備第二課長は、青森地方気象台から災害発生のおそれのある気象予報・警報、気象情報等の災害情報を受理したときは、これを速やかに関係警察署長に伝達するものとする。

(2) 警察署の措置

署長は、(1)の伝達を受けた場合又は被害を及ぼすおそれのある状況を把握した場合は、関係市町村長に伝達するとともに、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。この場合において、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

2 具体的な措置

◆関係所属 警備第二課、警察署

(1) 災害関係情報の収集及び報告

署長は、災害発生のおそれがあるときは、降雨量、河川の水位、危険箇所の状況等の災害関連情報を収集するとともに、防災関係機関と連携して必要な防災対策を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

(2) 避難場所、災害危険箇所等の点検

署長は、災害発生に備えて災害危険箇所、避難場所、避難経路等を点検し、必要な事前措置を講じるものとする。

(3) 警察施設の防護対策

関係所属長は、災害発生に備えて警察施設の防護対策を徹底するとともに、非常持ち出し物品の整理、被留置者の対応等について、必要な事前措置を講じるものとする。

(4) 装備資機材及び通信手段の確保・点検

本部長及び署長は、災害の発生に備えて必要な装備資機材及び通信手段を確保するとともに、点検、整備を行うものとする。

(5) 防災関係機関との連絡体制の強化

本部長及び署長は、災害の発生に備えて防災関係機関の担当者と情報交換を行うとともに、災害が発生したときの現場措置等について、連絡体制の強化を図るものとする。

3 住民等の避難誘導

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、風水害の発生のおそれがある場合は、河川管理者、水防団等と連携しながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行うものとし、危険性が認められる場合は、次の点に配意し、住民等に対する避難のための勧告、指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

(1) 住民等への避難勧告等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、警察用航空機、船舶等による避難についても検討するものとする。

(4) 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。

第3 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の高危険性が認められる箇所について、適切な警戒避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次被害の防止に努めるものとする。

第2節 火山災害対策

第1 情報の伝達、避難誘導体制の整備等

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

1 火山情報の伝達体制の整備

関係所属長は、火山の異常な活動を把握した際の情報を住民に伝達する体制の

整備を図るものとする。

2 住民の避難誘導體制の整備

関係所属長は、平素から避難場所、避難路等について住民への周知徹底に努めるものとする。

3 県、市町村防災会議への参加

関係所属長は、青森県防災会議、市町村防災会議において警戒避難体制の整備に関する協議へ積極的に参加するものとする。

また、部内における訓練や関係機関との合同訓練を積極的に実施し、噴火時の対応について検証、見直しを継続的に推進するものとする。

第2 災害発生直前の対策

◆関係所属 警備第二課、地域課、通信指令課、交通規制課、当直、警察署

1 火山災害に関する情報の伝達

警備第二課長（執務時間外は通信指令課長及び当直責任者）は、青森地方気象台から臨時火山情報、緊急火山情報等が発表された場合には、速やかに関係警察署長に伝達するものとする。

伝達を受けた署長は、関係市町村長に伝達するとともに、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し、迅速かつ的確に伝達するものとする。

2 避難誘導

署長は、関係市町村長により警戒区域が設定された場合には、適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路の所在その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等に配慮するものとする。

第3 二次災害の防止

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

関係所属長は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

第4 継続災害への対応

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

1 避難対策

関係所属長は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、関係機関から得た火山現象に関する情報を住民等へ的確に伝達するための体制及び状況に応じた警戒避難体制の整備を図るものとする。

2 安全確保対策

関係所属長は、火山災害の状況に応じ、火山泥流、土石流対策等適切な安全確保方策を講じるものとする。

第3節 雪害対策

第1 災害に備えての措置

1 交通管制施設の整備

◆関係所属 交通規制課、警察署

関係所属長は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について、雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制を整備するものとする。

2 気象状況の伝達体制の整備

◆関係所属 地域課、通信指令課、警備第二課、警察署

関係所属長は、積雪量の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制の整備を図るものとする。

3 危険箇所の周知

◆関係所属 地域課、警察署

関係所属長は、他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知に努めるものとする。

第2 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

◆関係所属 地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、部隊活動を伴う雪害が発生した地域又は雪害の発生の危険性が高いと認められる箇所について、適切な警戒及び避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第6章 原子力災害対策

第1 災害に備えての措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

1 緊急防護措置を準備する区域等における実態把握

関係所属長は、原子力災害対策を重点的に実施すべき範囲とされている予防的防護措置を準備する区域（おおむね0～5km圏、以下「PAZ」という。）及び緊急防護措置を準備する区域（おおむね5～30km圏、以下「UPZ」という。）において、避難誘導や防犯対策が必要な地域・施設、交通規制・検問を行うべき地点、特別派遣部隊の活動拠点等に関する実態把握に努めるものとする。

2 関係機関との連絡体制の確立

◆関係所属 警備第二課、警察署

本部長、東通原子力発電所（以下「東通原発」という。）の所在地を管轄するむつ警察署長、管轄地域の一部がUPZ圏内にある野辺地警察署長は、原子力災害の発生に備え、原子力防災専門官及び県並びに東通村、むつ市、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村（以下「関係5市町村」という。）、東北電力株式会社、東通原発、自衛隊、消防、海上保安庁、医療機関その他の関係機関と相互連携を図り、緊急時における連絡体制を整備するものとする。

3 広域避難計画策定等の支援

◆関係所属 警備第二課、交通規制課、警察署

関係所属長は、県及び関係5市町村が行う広域避難計画の策定又は修正について積極的な参画・支援を行うものとする。

4 交通規制・避難誘導計画の作成

◆関係所属 交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、関係機関の意見を反映させた交通規制、避難誘導計画を策定するものとし、当該計画の作成に当たっては、PAZなど緊急性の高い区域から避難が進むよう、県、関係5市町村及び関係機関と連携した上で、広域的な交通規制、避難誘導計画を整備するものとする。

5 地域住民等に対する周知徹底

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、平素からあらゆる機会を通じ、地域住民等に対し、緊急時における避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6 原子力災害警備用装備資機材の整備充実

◆関係所属 警備第二課、警察署

関係所属長は、原子力災害発生時における災害応急活動に従事する職員の安全を確保するため、次の防護資機材の整備充実に努めるものとする。

- (1) 放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材
- (2) サーバイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

7 職員に対する原子力防災知識等の教養

◆関係所属 警備第二課、厚生課、警察署

関係所属長は、職員に対し、放射線に関する基礎知識、東通原発の構造、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養を行うものとする。

8 防災訓練の実施

◆関係所属 警備第二課、警察署

関係所属長は、東通原発、県、関係5市町村等の関係機関と相互に連携し、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を行うものとする。

また、原子力災害を想定した図上訓練や原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を行うものとする。

第2 災害発生時における措置

1 情報の受理・連絡

◆関係所属 警備第二課、通信指令課、当直、警察署

警備第二課長（執務時間外は通信指令課長及び当直責任者）は、東通原発又は県から東通原発で発生した事故等について、原子力災害につながるおそれがあるとして通報・連絡を受けた場合は、警察庁、東北管区警察局、警察署等に報告、連絡するものとする。

2 警備体制の確立

◆関係所属 全所属

本部長は、東通原発で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模、事態の推移に応じて、第2章に規定する警備体制をとるとともに、その種別に応じた所要の災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するものとする。この場合において、むつ警察署、野辺地警察署は、警察本部に準じた体制を、それ以外の警察署においては所要の体制を確立するものとする。

3 安定ヨウ素剤の携行・服用指示

◆関係所属 警備第二課、警察署

関係所属長は、職員に対し、原子力災害への進展が予想される事態における現場臨場時には、安定ヨウ素剤を携行させるものとする。また、原子力災害発生時に災害応急対応に従事する職員に対しては、原子力災害対策本部、県、関係5市町村、災害警備本部等と連携し、安定ヨウ素剤の服用指示を適切に実施するものとする。

4 緊急事態応急対策等拠点施設への職員の派遣

◆関係所属 警備第二課、警察署

本部長は、災害情報の収集・連絡、緊急事態応急対策等の調整のため、幹部職員を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣するものとする。

5 周辺住民等への情報伝達等

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

関係所属長は、県、市町村、防災関係機関等と連携し、東通原発周辺の地域住

民、旅行者、滞在者等に対し、交通規制、避難方法等に関する情報を速やかに伝達するとともに、避難の誘導、屋内退避の呼び掛けその他の防護活動を適切に行うものとする。

なお、活動に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。

6 交通の規制及び緊急輸送の支援

◆関係所属 交通規制課、交通企画課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、地域課、警察署

関係所属長は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリテレ、交通監視カメラ等を活用して、交通状況を迅速に把握するとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1) 交通規制

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止するなどの交通規制等を行うものとする。

なお、交通規制の実施に当たっては、国、県、関係5市町村の道路管理者等と連携を図るとともに、必要に応じて、交通誘導の実施等を要請するものとする。

(2) 緊急輸送の支援

国等から派遣される専門家、緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援を行うものとする。

7 警戒区域等における立入規制

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通規制課、警察署

署長は、関係5市町村の長が行う警戒区域の設定又は避難勧告・指示の実効を上げるため、県、関係5市町村等と連携し、立て看板、車両用防護柵等により、当該区域への立入りを規制するものとする。

8 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

◆関係所属 生活安全企画課、地域課、少年課、保安課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、警備第一課、警備第二課、外事課、警察署

関係所属長は、警戒区域及びその周辺において、警ら、検問体制を強化するなどして各種犯罪の未然防止に努めるとともに、必要に応じて安全に関する情報を提供するなどして治安確保に努めるものとする。

また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係5市町村と連携し、安全な実施に必要な支援を行うものとする。

なお、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、関係5市町村等が引き続き警戒区域等を設定したときは、引き続き必要な措置をとるものとする。

9 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

◆関係所属 警備第二課、保安課、交通指導課、高速道路交通警察隊、警察署
事業所外で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、事故の状況に応じ

て職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等その他関係機関と協力し、人命救助等の必要な措置を講ずるものとする。

10 職員の被ばく線量管理

◆関係所属 厚生課、警備第二課、警察署

関係所属長は、原子力災害警備活動に当たり、あらかじめ被ばく線量等を考慮した活動基準を明確にするとともに、放射性物質防護用マスク、ポケット線量計等の防護用機材を有効に活用するなどして、災害警備に従事する職員の被ばく線量を適切に管理するものとする。

また、関係所属長は、原子力災害警備活動に当たり、放射線に被ばくするおそれのある地域における警察活動に従事する職員の被ばく線量を「個人被ばく線量管理要領について」（平成27年3月2日付け青警本厚第371号ほか）により組織的に管理するものとする。

なお、職員の被ばく線量は、個人ごとに管理することとし、必要に応じて医師等に受診をさせるものとする。

第3 対応の基準

原子力災害対策については、本章、第2章（警備体制）、第3章（地震災害対策）及び第4章（津波災害対策）の規定によるほか、青森県地域防災計画（原子力災害対策編ほか関係する各編）、「青森県警察原子力災害警備計画」、その他の関係規程を準用して対応するものとする。

第7章 その他の事故災害対策

第1 海上災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属 地域課、警備第二課、機動隊、沿岸地域管轄警察署

関係所属長は、海上災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 情報収集

警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等について情報を収集するものとする。

(2) 関係機関との相互連携等

海上保安庁、県、市町村、消防、港湾管理者等の関係機関と連携し、当該関係機関との間における情報の収集・連絡について必要な体制の整備を図るものとする。

(3) 防災訓練の実施

海上保安庁等の関係機関と連携の上、大規模海難事故や危険物等の大量流出を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

2 災害発生時における措置

◆関係所属 地域課、保安課、捜査第一課、交通規制課、警備第二課、機動隊、情報通信部、沿岸地域管轄警察署

関係所属長は、大規模な海上災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 搜索活動及び救出救助活動

多数の遭難者、安否不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、船舶等を運用し、迅速な搜索活動及び救出救助活動に当たるものとする。

(2) 危険物等の大量流出時等の措置

ア 沿岸における警戒監視活動

警察用航空機、船舶等を運用した沿岸における警ら活動を行うとともに、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

イ 危険物等の大量流出等に対する応急対策

海上保安庁等の関係機関と連携し、必要に応じ地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制、防除資機材等の緊急輸送に伴う交通路を確保するとともに、関係機関が行う危険物等の防除活動への協力を行うものとする。

第2 航空災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、機動隊、空港管轄警察署

関係所属長は、航空災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

空港管理者、県、市、消防等（以下「空港管理者等」という。）の関係機関と連携し、航空災害が発生した場合における連絡体制を整備するものとする。

(2) 基礎資料の整備

空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、次の資料を収集し、補正すること。

- ア 空港施設、運航航空機の種別、航路等
- イ 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等
- ウ 現地警備本部が設置可能な公共施設等
- エ 関係機関の所在地及び連絡方法
- オ その他必要な資料

(3) 防災訓練の実施

空港管理者等の関係機関と連携し、大規模な航空災害を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 所在不明航空機等の搜索活動

◆関係所属 地域課、警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、航空機が所在不明となり、又は航空機の墜落現場が不明であるなど、航空災害発生のおそれがある場合は、迅速に情報収集に当たるとともに、警察用航空機、船舶等を運用し、搜索活動に当たるものとする。

3 災害発生時における措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、捜査第一課、交通規制課、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、航空災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

直ちに墜落現場に急行し、情報収集に当たるものとする。

(2) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、関係機関と連携しながら、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うものとする。

(3) 立入禁止区域の設定等

航空機が人家密集地域へ墜落した場合その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第3 鉄道災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、機動隊、鉄軌道管轄警察署

関係所属長は、鉄道災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

鉄軌道事業者等の関係機関と連携し、鉄軌道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における連絡体制を整備するものとする。

(2) 防災訓練の実施

鉄軌道事業者等と連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 災害発生時における措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、捜査第一課、交通規制課、機動隊、情報通信部、鉄軌道管轄警察署

関係所属長は、大規模な鉄道災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、関係機関と連携しながら、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うものとする。

(2) 立入禁止区域の設定等

脱線した鉄軌道車両により被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

3 二次被害の防止

◆関係所属 警備第二課、地域課、捜査第一課、交通指導課、機動隊、鉄軌道管轄警察署

関係所属長は、鉄道災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等による二次災害を防止するための措置を確実に講ずるものとする。

第4 道路災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察署

関係所属長は、道路災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

道路管理者、県、市町村等の関係機関と連携し、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの発生を認知した場合における当該関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制を整備するものとする。

(2) 危険箇所等の把握及び関係機関に対する要請

平素から山（崖）崩れなどの危険箇所等の発見及び把握に努め、基礎資料として整備するとともに、危険度の高い箇所については、防災関係機関に対し改善、補修の措置を要請するものとする。

(3) 防災訓練の実施

道路管理者、県、市町村等の関係機関と連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 災害発生時における措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、捜査第一課、交通企画課、交通指導課、交

通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模な道路災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

直ちに現場に急行し、災害に巻き込まれた通行人、通行車両等の被害について確認するとともに、情報を収集するものとする。

(2) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、救出救助用機材を有効に活用して、被災者等の救出救助活動を行うものとする。

(3) 立入禁止区域の設定等

道路災害が通行量の多い道路において発生した場合等、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域の設定及び通行者、通行車両等に対する交通規制並びに避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 危険物の流出に対する応急措置

災害の発生により危険物が流出した場合は、状況に応じて地域住民等の避難誘導等を実施するとともに、関係機関と連携して危険物の除去活動を行うものとする。

3 二次災害の防止

◆関係所属 警備第二課、地域課、捜査第一課、交通指導課、機動隊、警察署

関係所属長は、道路災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、道路管理者等と連携し、トンネル天井板の落下、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のための措置を確実に行うものとする。

第5 危険物等災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、保安課、交通指導課、高速道路交通警察隊、警察署

関係所属長は、危険物等災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

県、市町村、消防、危険物の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等関係施設の事業者等との連絡体制を整備するものとする。

(2) 危険物等災害警備用資機材の整備充実

次の装備資機材の整備・充実に努めるものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等の救出救助用機材

(3) 地域住民等に対する周知徹底

平素の警察活動を通じ、地域住民等に対し、危険物等災害が発生した場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

(4) 火薬類取締法等の法令に定める権限行使

危険物等災害を防止するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

(5) 防災訓練の実施

県、市町村、消防、危険物等の事業者等の関係機関と連携し、大規模な危険物等災害を想定した実戦的な訓練を実施するものとする。

2 災害発生時における措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、保安課、捜査第一課、交通指導課、交通規制課、高速道路交通警察隊、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模な危険物等災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等について情報を収集するものとする。

(2) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、被災者等の救出救助活動を行うものとする。

また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全を確保するものとする。

(3) 立入禁止区域の設定

危険物等の漏えい、流出、又は飛散した場合は、直ちに立入禁止区域の設定及び通行者、通行車両等に対する交通規制並びに避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

危険物等が大量に漏えい、流出、又は飛散した場合は、状況に応じて地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するとともに、関係機関と連携し、危険物等の除去活動を行うものとする。

(5) 火薬類取締法等の法令に定める権限行使

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第6 火事災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、警察署

関係所属長は、火事災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

県、市町村、消防、森林管理署等の関係機関と連携し、高層建築物施設等大規模な被害発生のおそれがある管理者との連絡体制を整備するものとする。

(2) 防災訓練の実施

消防等と連携し、大規模な火事災害を想定した実戦的な訓練を実施するものとする。

2 災害発生時における措置

◆関係所属 警備第二課、地域課、捜査第一課、交通規制課、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模な火事災害の発生時においては、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7 対応の基準

第6章第3の規定は、本章におけるその他の事故災害対策について準用するものとする。

第8章 災害警備計画等の報告

第1 災害警備計画

署長は、第3章第2の規定により災害警備計画を策定し、又は変更したときは、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。

第2 災害警備本部要員等

警察本部の各所属長は、本計画に基づいて災害警備本部及び災害警戒本部の要員を指定し、又は変更したときは、当該職員の所属、階級及び氏名について、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。

第3 職員の非常参集手段等の報告

警察本部の各所属長は、人事異動後速やかに、交通途絶等を想定した場合における所属職員の参集所要時間等を調査し、警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

第4 災害警備活動の総括

各所属長は、災害警備活動終了後、速やかに災害警備活動の状況、反省教訓事項等を総括し、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。